

防整施第16481号
令和5年7月31日
一部改正 防整建第2618号
令和7年2月7日

大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局総務部経理課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局企画部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事における技術提案・交渉方式の手続開始の公示の記載例等について（通知）

標記について、別冊のとおり取りまとめたので、業務の参考とされたく通知する。

なお、建設工事における技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の手続開始の公示の記載例等について（防整施第12163号。令和4年6月23日）は廃止する。

添付書類：別冊「建設工事における技術提案・交渉方式の手続開始の公示の記載例及び提出書類の例」

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事における技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）の手続開始の公示の記載例及び提出書類の例

様式番号	名 称	備 考
公 示	公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示	
説明書	説明書	
紙方式変更届		
様式第1-1	紙契約方式変更届	
申請書		
様式第1-2	競争参加資格確認申請書（電子用）	
様式第1-3	競争参加資格確認申請書（紙用）	
技術提案		
様式第1-4	技術提案等提出書	
様式第1-5	技術提案書（様式）	
企業の実績及び能力に関する技術資料		
様式第2	企業の施工実績	
配置予定技術者等の資格、経験及び能力に関する技術資料		
様式第3-1	配置予定技術者（監理技術者等）	
様式第3-2	配置予定管理技術者	
情報保全に係る履行体制についての確認		
様式第4-1	誓約書（実績がある場合）	
様式第4-2	誓約書（実績がない場合）	
様式第4-3	従事者一覧	
様式第4-4	情報取扱い制限の社内規則	
様式第4-4関係	申出書（役員等）	
様式第4-5	親会社等一覧	
様式第4-6	情報取扱い制限の者に規則・親会社用	
様式第4-6関係	申出書（親会社等）	
技術協力業務に係る手続き		
様式第5-1	競争参加資格確認通知書	
様式第5-2	優先交渉権者選定通知書	
様式第5-3	交渉権者選定通知書	
様式第5-4	非選定通知書	
様式第5-5	見積依頼書（技術協力業務の見積合わせ）	
工事に係る手続き		
様式第6-1	全体工事費等の提出依頼書（基本協定書第5条第2項）	
様式第6-2	全体工事費等の提出依頼書（基本協定書第5条第2項）第2回	
様式第6-3	価格交渉通知（基本協定書第5条第5項）	
様式第6-4	見積依頼書（基本協定書第5条、第3項）	
様式第6-5	見積依頼書（基本協定書第6条第1項、第4項）	
様式第6-6	特定通知書	
様式第6-7	非特定通知書	
参 考		
付表第1-1～3	技術提案書の評価の考え方	
付表第2	技術提案書等評価結果整理表 1	
付表第3	技術提案書等評価結果整理表 2	
付表第4	技術提案書等評価結果整理表 3	
付図第1-1～2	公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数	

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

○年○月○日【○年の記載は元号とする。以下同じ。】

支出負担行為担当官

○○防衛局長 ○○ ○○【発注者名を記載する。】

1 案件概要

- (1) 案件名 ○○(○)○○○工事(電子契約対象案件)
○○(○)○○○工事にかかる技術協力業務(電子契約対象案件)

- (2) 工事場所 ○○県○○市

(3) 案件内容

ア 技術協力業務

- (ア) 業務内容 ○○○
(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで
(ウ) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

- (ア) 工事内容 ○○○
(イ) 期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで

- (4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順

位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第 7118 号。28.3.31）添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する】

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（〇年〇月〇日付〇〇〇〇）に示す手続きに従

い、〇〇（〇）〇〇〇工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における〇・〇年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「〇〇工事」で級別の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。
- (3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。）が〇〇点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇〇点以上であること。
- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（1 棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。【土木工事の場合】

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記（4）に掲げる工事の経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- (6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該設計業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 次の（ア）から（オ）までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

（ア）技術士（総合技術監理部門(建設科目)又は建設部門)

（イ）土木学会認定技術者（特別上級、上級又は 1 級技術者）

（ウ）博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

（エ）海洋・港湾構造物設計士

（オ）RCCM（港湾及び空港部門）（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者）

- (7) 上記 1 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）
- (11) 〇〇防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「〇〇工事」のうち、〇年度及び〇年度【当該年度を含まない直近の過去 2 年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく〇級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】
- (15) 〇〇防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「〇〇県及び〇〇県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(5) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業

務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5 手続き等

（１）説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター
（<http://www.mod-eboc.go.jp>）

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

エ ファイル形式

文書類：PDF（〇〇形式）

図面類：PDF（〇〇形式）

数量表等：Excel（〇〇形式）

申請書類：Word（〇〇形式）又は一太郎（〇〇形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、上記 4 へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済のもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）〇枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※ 「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、〇〇防衛局のホームページより入手可能である。

(<http://www.mod.go.jp/〇/〇/〇/〇/〇.pdf>)

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：〇年〇月〇日 〇時〇分

イ 提出先：上記 4 に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が〇MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記 4 に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：〇年〇月〇日 〇時〇分

イ 提出先：上記 4 に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が〇MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記 4 に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 〇〇銀行（〇〇支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

イ 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2 年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の 10 分の 3 以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 契約書作成の要否：要

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5 (2) 及び (3) により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。

説明書

〇〇防衛局の〇〇（〇）〇〇〇工事に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））に基づく手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公示日 〇年〇月〇日【〇年の記載は元号とする。以下同じ。】

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇【発注者名を記載する。】

3 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 案件概要

（１）案件名 〇〇（〇）〇〇〇工事（電子契約対象案件）

〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる技術協力業務（電子契約対象案件）

（２）工事場所 〇〇県〇〇市

（３）案件内容

ア 技術協力業務

（ア）業務内容 〇〇〇

（イ）履行期間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（ウ）本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

（ア）工事内容 〇〇〇

（イ）期 間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（４）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交

渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、下記 13 に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 再委託の禁止

本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第 5054 号。令和 2 年 3 月 30 日）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

- ・ 〇〇〇〇
- ・ 〇〇〇〇

(8) その他

ア 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、競争参加資格確認申請書（様式第 1-3）に理由を記載するものとする。

イ 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

ウ 電子入札システム及び電子契約システムで利用できる IC カードは、代表者又は当該案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下

「代理人」という。)の IC カードのみとし、代理人による場合は、優先交渉権者の選定日までに委任状を提出する。詳細は見積心得書による。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第 7118 号.28.3.31）添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する】

5 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（○年○月○日付○○○○）に示す手続きに従い、○○（○）○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、下記 8（2）の競争参加資格確認申請書（様式第 1-2,1-3）において、「なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。」の記載のない者は、競争参加資格がない者として取り扱う場合がある。

(2) 防衛省における○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。

(3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。）が〇〇点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇〇点以上であること。

(4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（1棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記（４）に掲げる工事の経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は競争に参加できないことがある。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

（６）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 次の（ア）から（オ）までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

（ア）技術士（総合技術監理部門（建設科目）又は建設部門）

（イ）土木学会認定技術者（特別上級、上級又は 1 級技術者）

（ウ）博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

（エ）海洋・港湾構造物設計士

（オ）RCCM（港湾及び空港部門）（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者）

（７）上記 4 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（８）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(10) 本業務に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) ○○防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「○○工事」のうち、○年度及び○年度【当該年度を含まない直近の過去 2 年間で記載する。】に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合には、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(14) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(15) ○○防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(16) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

6 設計業務等の受注者等

(1) 上記5 (7) の「上記4に示した建設工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- (株)○○○○○○
- ○○○(株)

(2) 上記5 (7) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、
上記5 (10) アからウのいずれかの関係を有する者である。

7 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

[illegible]

本建設工事は○○○○○○○○○○であるが、○○○○○○○○○○も必要となる。

以上のことから、施工者独自の高度な技術を別途実施する設計業務に反映させる必要があるため、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用して技術提案を下記（２）アからエについて求める。

技術提案の評価項目、評価基準及び配点は、別紙 1 のとおりとする。技術提案については、本説明書に基づき、施工条件等に配慮した技術提案書（様式第 1-4,1-5）を提出すること。

(2) 評価項目について

提出された技術提案については、下記アからエまでの評価項目に着目して審査を行う。（詳細は別紙 1 による。）技術提案：140 点

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20 点

イ (主たる事業課題に関する提案①) ○○に関する提案：45点

ウ (主たる事業課題に関する提案②) ○○に関する提案：45点

エ (不測の事態の想定、対応力に関する提案) ○○に関する提案：30点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のアからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ 防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

エ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、上記5（1）及び（4）から（16）までに掲げる事項を満たすときは、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たすことを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。

当該確認を受けた者が本手続きに参加するためには、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書等の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間：〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、下記イ（ア）による場合は9時から18時まで、イ（イ）による場合は〇時から〇時までとし、最終日についてはいずれの場合も〇時までとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールによる場合は、〇月〇日必着とする。

イ 提出方法：

（ア）電子入札方式による場合

1) 提出先 電子入札システム。

2) 申請書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記3の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提

出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示
- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

3) ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
 - ・Microsoft Word ○○形式以下
 - ・Microsoft Excel ○○形式以下
 - ・その他のアプリケーション
- PDF ファイル Acrobat ○○形式以下
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

4) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先：上記3に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(4)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。なお、下記アの企業の施工実績及びイの配置予定の技術者の施工経験については、○年度以降公示日までに完成し、引渡しが行われているものに限り記載することとし、「企業の施工実績」(様式第2)に記載する案件及び「配置予定技術者の資格及び施工経験等」(様式第3-1)の「施工経験の概要」に記載する案件が国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

本案件は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(防整整第5851号。令和2年4月7日)に基づいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件について、評価の対象とする。当該一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件を下記アの企業の施工実績又は

イの配置予定の技術者の施工経験として申請する場合、申請時点における最終のCORINSの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付するものとする。

ア 企業の施工実績

上記5（4）に掲げる資格があることを判断できる企業の施工実績を様式第2に記載すること。企業の施工実績として複数の案件を記載する必要がある場合は、案件ごとに様式第2を作成すること。共同企業体として申請する場合は、構成員ごとに様式第2を作成すること。

イ 配置予定の技術者

上記5（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工経験等を様式第3-1に記載すること。様式中に記載した案件での従事期間を確認できる資料を添付すること。

ウ 配置予定の管理技術者

上記5（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格等を様式第3-2に記載すること。申請書等に記載した管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

エ 契約書等の写し

上記ア及びイの施工実績又は施工経験として記載した案件に係る契約書及び特記仕様書等（以下「契約書等」という。）の写しを提出すること。ただし、当該実績が、（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録され、かつ、登録内容により証明すべき事項が確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、CORINS登録されていても、登録実績データにおいて実績要件が確認できない場合は契約書等の資料を添付すること。

（4）競争参加資格の確認結果の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、○年○月○日（○）までに電子入札システム（ただし、紙見積合わせ方式による場合は、書面【様式第5-1 参考】）にて通知する。併せて、競争参加資格があると認められた者に対して、技術提案書の提出要請を行う。なお、本案件は、電子入札システムの登録を「公募型プロポーザル方式」とするため、「選定通知書・非選定通知書」に係る機能を「競争参加資格確認通知書」に係る機能とみなして使用する。

（5）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して、競争参加資格がないと認めた理由について次のとおり、説明を求めることができる。

(ア) 提出方法：電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

持参又は郵送等により提出する場合は、下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

(イ) 提出期間：

1) 電子入札システムによる場合

上記 8 (4) の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は○時まで。

2) 紙見積合わせ方式による場合

上記 8 (4) の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12 時から 13 時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

(6) 情報保全に係る履行体制についての確認

下記のいずれかの誓約書を提出すること。

ア ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有し、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がない者は様式第 4-1 の誓約書を提出すること。

イ ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有していない者又は実績を有するが、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がある者は、様式第 4-2 の誓約書を提出すること。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え、内容変更及び再提出は認めない。

9 技術提案書の提出等

(1) 上記8(4)により競争参加資格があると認められた者は、次により、技術提案書を提出すること。なお、期限までに技術提案書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間：○年○月○日(○)から○年○月○日(○)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、下記イ(ア)による場合は9時から18時まで、イ(イ)による場合は○時から○時までとし、最終日についてはいずれの場合も○時までとする。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、○月○日必着とする。

イ 提出方法

(ア) 電子入札方式による場合

1) 提出先：電子入札システム。

2) 技術提案書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

3) ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
- ・Microsoft Word ○○形式以下
- ・Microsoft Excel ○○形式以下
- ・その他のアプリケーション
PDF ファイル Acrobat ○○形式以下

画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

4) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先：上記 3 に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(8)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術提案書の作成

技術提案にあたっては、別紙 2「技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成すること。

(4) 技術提案書作成に係る資料の配布

ア 配布資料：〇〇設計業務
〇〇地質調査

イ 申込期間：〇年〇月〇日(〇)から〇年〇月〇日(〇)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、〇時から〇時まで

ウ 申込先及び配布場所：上記 3 に同じ

エ その他：技術提案書作成にあたり、参考となる当該設計成果品の電子データを電子記録媒体で交付するので、事前に連絡を行った後、電子記録媒体(DVD-R 等)を持参の上、来局すること。競争参加資格がないと認められた者及び誓約書を提出しない者に対しては、技術提案書の作成に係る資料の配付を行わない。資料に記載された情報は、本工事の手続き以外の目的で使用してはならない。また、資料に記載された情報の第三者への貸出、譲渡等を行ってはならない。

(5) 技術提案の審査

ア 提出された技術提案書について審査を行うものとする。

イ 上記アの審査について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者の技術提案書を特定しない。

(ア) 内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合

(イ) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

(ウ) 技術提案と実施方針等に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

(6) 技術提案に対してのヒアリング

ア 期間：○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで

イ 場所：○○防衛局 会議室

ウ その他：ヒアリングでは技術提案書に記載された事項について質疑応答を行う。
ヒアリング時の追加資料は受理しない。対象者別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、配置予定の技術者及び配置予定の管理技術者を含む3名程度とする。

(7) 技術提案書の改善【必要に応じて記載する】

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

ア 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で、○年○月○日○時から○年○月○日○時まで改善を求め、提案者が応じた場合。

イ 技術提案書の記載内容について、○年○月○日○時から○年○月○日○時まで提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。また、本案件の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(8) 優先交渉権者の選定及び通知

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定された者には、優先交渉権者に選定された旨を、技術提案の内容が不適切又は未記載であると認められた者及びその他の欠格要件に該当する者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨及び順位を電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合は技術提案書提出時に提出された返信用封筒により○年○月○日までに書面【様式 5-2,5-3,5-4 参考】により通知する。

なお、本案件は、電子入札システムを「公募型プロポーザル方式」として登録しているため、「特定通知・非特定通知」に係る機能を「優先交渉権者の選定等通知」に係る機能とみなし使用する。

(9) 優先交渉権者の選定及び通知に関する問い合わせ

ア 技術提案書の審査の結果、非選定であると通知された者は、契約担当官等に対して非選定の理由について、次により説明を求めることができる。

(ア) 提出方法：電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

(イ) 提出期間：

1) 電子入札システムによる場合

上記9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

2) 紙見積合わせ方式による場合

上記9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

(10) 技術協力業務の契約及び見積合せ

ア 優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、技術協力業務についての契約を締結する。見積りの日時、場所及び方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。【様式 5-5 参照】

イ 技術協力業務の業務費算出の参考とするため、発注者は、優先交渉権者に対して、見積合わせに先立ち発注者が指定する日時までに参考見積書を提出することを求める。

ウ 参考見積書の提出及び見積合わせに要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

(11) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次

順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。基本協定書（案）は、別紙 3 による。ただし、下記 13 に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

(12) 発注者、優先交渉権者及び設計業務の受注者において、優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完了させるため、設計協力協定を三者間で締結するものとする。設計協力協定書（案）は、別紙 4 による。

(13) その他

ア 技術提案書の作成に必要となる資料の受領、技術提案書の作成及び提出並びに技術提案書のヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された技術提案書を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定並びに入札・契約に係る透明性を確保するための検証に関する統計的分析以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書の内容変更、差し替え及び再提出は認めない。技術提案書を提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

オ 技術提案書に記載する内容について、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、発注者は、その内容が無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

10 価格等の交渉

(1) 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し、建設工事に係る費用の内訳が確認できる内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

(2) 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。

(3) 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。

(4) 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記（2）と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

(5) 発注者が規定する積算基準類に設定のない工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については建設

工事請負契約書第 27 条の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する契約条項に基づく請求の対象外とする。

- (6) 優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に対し、書面により建設工事に係る契約の相手方として特定した旨の通知（以下「特定通知」【様式 6-6 参考】という。）を行う。
- (7) 見積合わせの結果、最終的な見積書等の金額が予定価格の制限の範囲内である場合は、建設工事に係る請負契約を締結する。
- (8) 上記（3）に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

11 情報保全に係る履行体制についての最終確認

優先交渉権予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第 4-3 から様式第 4-6 までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日から起算して 3 日（行政機関の休日を除く。）程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

12 価格等の交渉の不成立

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、優先交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- (2) 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- (3) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となったときは、上記 7（2）の技術評価点が次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で技術協力業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

13 非特定通知

優先交渉権者を建設工事に係る契約の相手方として特定したときは、次順位以降の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。【様式 6-7 参考】

14 非特定理由の説明

(1) 非特定の通知を受けた者は、契約担当官等に対して、非特定理由について次のとおり、説明を求めることができる。

ア 提出方法：書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、下記（2）の回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

イ 提出期間：上記 13 の通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内。

(2) 契約担当官等は、上記（1）により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。

15 説明書に対する質問

(1) 競争参加資格の確認申請に関する質問

この説明書のうち競争参加資格の確認申請に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法：電子入札システムによる。紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は○時まで。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：質問内容には質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な案件名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った申請を無効とする場合がある。

(2) 上記（1）の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで、上記 3 において閲覧に供する。

(3) 上記(1)以外の事項に関する質問

競争参加資格があると認められた者は、この説明書のうち技術提案書の作成、その他上記(1)以外の事項に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法：上記(1)アに同じ。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：上記(1)ウに同じ。

(4) 上記(3)の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで、上記3において閲覧に供する。

16 契約保証金

(1) 技術協力業務：納付（保管金の取扱店 ○○銀行（○○支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

(2) 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

17 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

18 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。申請書等、技術提案書及び見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

19 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

20 配置予定技術者等の確認

建設工事に係る契約の相手方として決定された者は、上記 8（3）の資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

特定通知後、CORINS 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、申請した技術者は変更できるものとし、申請した技術者を変更する場合は、建設工事に係る契約日から着手日 1 週間前までに変更可能な他の技術者について、「主任（監理）技術者の変更届」及び申請書類を提出し審査を受けなければならない。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。変更可能な他の技術者の要件については、上記 5（5）を参照すること。また、着手日 1 週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置した主任（監理）技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は、上記 5（5）に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない。

21 手続きにおける交渉の有無：無

22 契約書の作成

- （1）本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。
- （2）電子契約システムによりがたく、紙契約方式での契約手続きを希望する者は、優先交渉権者として選定された後に、契約締結日までに紙契約方式変更届（様式第 1-1）を〇〇防衛局総務部契約課に届出なければならない。

(3) 紙契約方式に当たって使用する技術協力業務の契約書は、別冊設計等技術業務委託契約書案によるものとする。

23 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

24 支払条件

前金払及び部分払 現場説明書のとおり。

25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) ○○防衛局が発注する設計・測量・調査等業務及び工事（以下「発注案件」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) 上記（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 上記（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 発注案件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

26 苦情申立て

上記 8（5）イの競争参加資格がないと認めた理由、上記 9（8）の非選定理由又は上記 14（2）の非特定理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 3 に同じ。

27 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加者は、見積心得書及び契約書案を熟読し遵守する。

(3) 申請書等、技術提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記5（5）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- (5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム運用情報」で公開する。
- ・ 防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ
<https://www.dfeg.mod.go.jp>
- (6) システム操作上の手引き書としては、上記（5）のホームページに掲載している「マニュアル」を参照のこと。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ・ 防衛施設建設工事電子入札システムセンターヘルプデスク
<https://www.dfeg.mod.go.jp/hp/contents/contact.html>
TEL 03-3456-7705（受付は行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。）
メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。）
 - イ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先 取得された各認証局
 - ウ 申請書等及び技術提案書の提出や見積等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記3へ電話により連絡する。
- (8) 提出者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。
- (9) 申請書等、技術提案書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行い、その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や履行期間の延長を行うこととする。

技術提案・交渉方式に係る評価基準説明書（例）

評価項目			評価基準		配点
技術提案	技術協力業務に関する提案	技術協力業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
			実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
	主たる事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
		〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
	合計				

技術提案書作成要領

1. 技術提案書の作成

- ① 様式第 1-5 に従って具体的に記載すること。また、必要に応じて、図表、写真等を添付して分かりやすい内容とすること。ただし、技術提案の補足事項等を別資料として提出することは不可とする。
- ② 説明書 9（4）に示す「技術提案書の作成に必要となる資料」で示す計画概要及び要求事項を満足した提案を行うこと。そのために提出者が持つ知的財産や独自のノウハウ等を活用する場合は、具体的に当該技術等の名称等を用いて提案することができる。
- ③ 様式の上下左右に余白（1 cm 程度）を設けること。
文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、文体は常体表記（「・・・である」調）とする。ただし、添付する図表中の文字については、判読可能な範囲で 10.5 ポイント未満となってもよい。
- ④ 会社名欄以外に提出者（共同企業体で申請する場合の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- ⑤ 技術提案毎に、番号及び提案の見出しを必ず記載すること。
- ⑥ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2. 技術提案書の分量

- ① 技術提案アの作成枚数は、図表を含めて A 4 版片面 1 枚以内とする。A 4 版片面 1 枚を超えて記載された部分については、評価の対象としない。
- ② 技術提案イ、ウ及びエの作成枚数は、それぞれ、補足資料を除き A 4 版片面 5 枚以内とする。補足資料は、提案を補完する図表写真等とし、1 提案ごとに A 4 版片面 1 枚とする。提出枚数が上限を超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。

3. 技術提案イ～エの留意事項

- ① 的確性に係る提案は、1 テーマ当たり最大 5 提案とする。提案数が 5 つを超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。
- ② 提案の的確性の「根拠」をグラフ等で定量的に記載すること。「根拠」を定量的に示すことが難しい場合は、工事写真等で、提案の的確性の「根拠」を記載すること。
- ③ 実現性について、第三者機関等において評価を受けた技術や実験成果による技術提案については、技術名称や登録番号等を具体的に記載すること。これ以外の資機材を活用した技術提案については、その資機材の製造会社、製品名、製造番号等を具体的に記載すること。

〇〇工事にかかる技術協力業務に関する基本協定書（案）

「〇〇工事」に関して、支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による建設工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第 2 条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日、又は、第 5 条第 8 項に規定する価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（技術協力等）

第 3 条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、発注者が別途発注した設計業務の受注者（以下「設計者」という。）が行う設計に対する技術協力業務を実施するため、本公募手続に係る技術協力業務委託契約（以下「本技術協力業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者及び優先交渉権者は、設計者を含む三者との間で、〇〇工事の設計業務に関する協議を行うため、本公募手続に係る設計協力協定を締結する。

3 優先交渉権者は、発注者が行う調整に対して真摯に対応し、協力する。

4 発注者は、優先交渉権者が行う技術協力業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第 4 条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、第 5 条第 8 項に規定する価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第 7 条から第 12 条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第5条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、第3条に規定する技術協力業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本技術協力業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書等」という。）を発注者に提出する。

3 優先交渉権者は、設計者から引渡しを受けた設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。

4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるにあたっては、その旨を書面にて事前に通知する。

【様式第 6-1,6-2,6-4 参考】

5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。【様式第 6-3 参考】この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。

6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。

7 前二項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。

8 第5項及び第6項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

（契約手続等）

第6条 優先交渉権者は、前条第7項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。【様式第 6-5 参考】

2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。

3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については本建設工事請負

契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する契約条項に基づく請求の対象外とする。

- 4 優先交渉権者は前条第3項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合わせを行う。【様式第6-5参考】
- 5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合わせの結果、見積書の工事金額が予定価格の制限の範囲内である場合は、本工事請負契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

- 2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第10条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法令及び管轄裁判所)

第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

○年○月○日

発注者

住 所

氏 名

優先交渉権者

住 所

氏 名

〇〇工事にかかる技術協力業務に関する設計協力協定書（案）

「〇〇工事」に関して、支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり詳細検討協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は「〇〇工事にかかる技術協力業務」において、発注者、設計者及び優先交渉権者が協力して優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完了させる上で必要な事項を定めることを目的とする。

（調整・協力）

第2条 本設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者及び設計者が締結している設計業務の委託契約の完了日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を〇通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

〇年〇月〇日

発注者	住 所
	氏 名
設計者	住 所
	氏 名
優先交渉権者	住 所
	氏 名

紙契約方式変更届

- 1 案件名： ○○ (○) ○○○工事にかかる技術協力業務
- 2 電子契約システムでの参加ができなくなった理由

上記の案件において電子契約システムにより契約を予定しておりましたが、上記理由により電子契約システムを利用できないため、紙契約に変更させていただきたく届出いたします。

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名
電 話 番 号

支出負担行為担当官
(契約担当官等の官職氏名) 殿

注：押印の必要はありません。

競争参加資格確認申請書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

○年○月○日付けで手続開始の公示のありました下記案件に係る競争参加資格について確認されたく、説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、本案件に係る設計業務の受注者並びに本案件の入札に参加を希望する者との間に資本関係並びに人的関係がないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

案件名：○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務

以 上

担当者

○○○会社○○支店 ○○課 ○○○○
TEL：○○○○—○○—○○○
FAX：○○○○—○○—○○○
E-mail：○○○@○○○○○○○○○
登録番号（○—○○—○○○○○）

注：押印の必要はありません。

競争参加資格確認申請書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

○年○月○日付けで手続きの公示のありました下記案件に係る競争参加資格について確認されたく、説明書に掲げられた資料等を添えて申請します。

本案件の入札参加にあたっては、下記理由のため、紙見積合わせ方式により参加することを申し出ます。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、本案件に係る設計業務の受注者並びに本案件の入札に参加を希望する者との間に資本関係並びに人的関係がないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

案件名：○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務

紙見積合わせにより参加する理由： ○○○のため

以 上

担当者

○○○会社○○支店 ○○課 ○○○○

TEL：○○○○－○○－○○○

FAX：○○○○－○○－○○○

E-mail：○○○@○○○○○○○○

登録番号（○－○○－○○○○○）

注：押印の必要はありません。

技術提案等提出書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

下記案件について、説明書に掲げられた技術提案書等を提出します。

記

案件名：○○ (○) ○○○工事にかかる技術協力業務

以 上

担当者

○○○会社○○支店 ○○課 ○○○○

TEL：○○○○—○○—○○○

FAX：○○○○—○○—○○○

E-mail：○○○@○○○○○○○○

登録番号 (○—○○—○○○○○)

技術提案 ア	技術協力業務の実施に関する提案
①業務目的、現地条件、与条件について ②業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について	

技術提案 イ	〇〇に関する提案
①着眼点、施工上の課題、対応策について	
②提案内容を裏付ける類似実績等について	

技術提案 ウ	〇〇に関する提案
①着眼点、「施工上及び維持管理上の課題」、対応策について	
②提案内容を裏付ける類似実績等について	

技術提案 エ	〇〇に関する提案
①着眼点、施工上の課題、対応策について ②提案内容を裏付ける類似実績等について	

企業の施工実績

案件名：〇〇 (〇) 〇〇〇工事にかかる技術協力業務

工 事 名 称 等	工 事 名	(同種工事の工事名を記入する。)
	発注者名及び 発注者の種別	(発注者名と、当該発注者の国・特殊法人等・地方公共 団体・その他のいずれかを記載)
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(最終契約金額を記載する。)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	☐ 単体 ☐ J V (出資比率 %)
工 事 概 要 等	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
コリンズ登録の有無		☐ 有 (コリンズ登録番号) ☐ 無

- 注： 1 工事であることが確認できる内容を記載する。
- 2 コリンズ登録の有無について、いずれかの「☐」に「☒」を付す。「有」に「☒」を付した場合は、コリンズの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「☒」を付した場合は契約書の写し及び当該工事实績を証明する資料を添付する。
- 3 記載する工事に工事成績がある場合は、工事成績評定通知書の写しを、ない場合は検査に合格している証明を添付する。民間工事等の場合は、完成・引渡しが完了している証明を添付する。

配置予定技術者の資格及び施工経験等

案件名：〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる技術協力業務

項 目		監理技術者又は主任技術者
氏 名		
最終学歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
施工経験の条件		
施 工 経 験 の 概 要	工 事 名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	(現場代理人、監理（主任）技術者等の名称)
	工事内容	
	受注形態等	単体／ J V (出資比率)
	コリンズ登録の有無	☐ 有 (コリンズ登録番号) ☐ 無
工 申 事 請 の 時 従 に 事 お 状 け 況 る 等 他	工 事 名	
	発注者名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	(現場代理人、監理（主任）技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	コリンズ登録の有無	☐ 有 (コリンズ登録番号) ☐ 無

- 注：
- 1 申請できる配置予定技術者は 1 名とする。
 - 2 施工経験のある工事であることが確認できる内容を記載する。
 - 3 コリンズ登録の有無について、いずれかの「☐」に「☒」を付す。「有」に「☒」を付した場合は、コリンズの登録番号を記載し、写し（詳細含む。）を添付する。「無」に「☒」を付した場合は契約書の写し及び当該工事実績を証明する資料を添付する。
 - 4 記載する工事に工事成績がある場合は成績評定通知書の写しを、ない場合は検査に合格している証明を添付する。民間工事等の場合は、完成・引渡し完了している証明を添付する。
 - 5 法令による資格・免許を有している場合は、その写しを添付する。

配置予定管理技術者の資格等

会社名：_____

①氏名	②生年月日
③所属・役職	
④保有資格	
技術士（部門： 分野： ）・登録番号： ・取得年月日	
土木学会（資格名： 資格分野： コース： ）	
・登録番号： ・取得年月日	
博 士（〇〇） ・番号： ・取得年月日	
海洋・港湾構造物設計士 ・登録番号： ・取得年月日	
R C C M（部門： ） ・登録番号： ・取得年月日	
⑤実務経験の経歴（資格で実務経験を提出する場合に記載を行う。）	
1）	
2）	
3）	

- 注： 1 管理技術者とは「建設工事に係る設計業務共通委託仕様書」に定める管理技術者をいう。
- 2 記載した内容を証明する資料を添付すること。
- 3 管理技術者が監理技術者等と同一人物である場合でも、本様式を提出すること。

誓 約 書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本案件を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

注：押印の必要はありません。

誓 約 書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、本案件を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

注：押印の必要はありません。

工事（業務）従事者一覧

監理（主任）技術者	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	(中学校以降を記載)
	職 歴	
	工事経験	(特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載)
	研修実績その他の経歴	(特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載)
	専門的知識その他の知見	(特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載)
	資 格	(特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載)
	母語及び外国語能力	例：日本語（母語に加え、意思疎通に使用可能な言語）
	国籍その他文化的背景	例：日本（国籍に加え、旅行以外の長期滞在経験のある国などを記載）
	業 績 等	(特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載)
現場代理人	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	工事（業務）経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資 格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業 績 等	

担 当 技 術 者	氏 名	
	所 属	
	役 職	
	学 歴	
	職 歴	
	工事（業務）経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資 格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業 績 等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は提出不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項目	内容
取扱い制限情報に関する社内規則	☐ 社内規則がある
	☐ 社内規則に類する資料がある
	☐ 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 (氏名)

役 員 (氏名)

- 注：1 履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。
2 履歴事項全部証明書の写しを提出すること。
3 上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。
4 「様式第4－4」で社内規則若しくはそれに類する資料を提出した場合は、本申出書の提出は不要。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会 社 名	
	代表者名	
	本社所在地	
地域統括 会社	会 社 名	
	代表者名	
	本社所在地	
ブラン ド・ライ センサー	会 社 名	
	代表者名	
	本社所在地	
フラン チャイ ザー	会 社 名	
	代表者名	
	本社所在地	
コンサル タント	会 社 名	
	代表者名	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項目	内容
取扱い制限情報に関する資料	☐ 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	☐ 上記に類する資料がある
	☐ 資料がない

- 注： 1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

(契約担当官等の官職氏名) 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名)

地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名)

ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名)

フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名)

コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名)

- 注：1 「様式第4－5」の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること。
- 2 上に記載した親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー及びコンサルタントから、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。
- 3 「様式第4－5」で親会社等が存在しないにチェックをした場合は、本申出書の提出は不要。

企業 I D }
企業名称 } 競争参加資格「有」と認められた者あて
氏名 }

支出負担行為担当官
(契約担当官等の官職氏名)

選定通知書

○年○月○日付けで貴社から提出のあった、下記の業務について技術提案書の提出者として選定したので通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称 ○○ (○) ○○○工事に係る技術協力業務

技術提案書締切日時 ○年○月○日 ○時○分

理由または条件

競争参加資格確認通知書

先に申請のあった下記案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。つきましては、技術提案書の提出者として選定しましたので、技術提案書の提出を下記のとおり要請します。

記

1. 公示日 ○年○月○日

2. 案件名 ○○ (○) ○○○工事に係る技術協力業務

3. 競争参加資格の有無 有

特定建設工事共同企業体としての資格を有すると決定する。(※)

4. 技術提案書は、手続開始時に交付した説明書(別冊含む)及び説明書9(4)に基づき配付する技術提案書の作成に必要な資料(以下「資料」という。)に基づき作成し、Excel、Word 等元データのファイル形式にて提出してください。

5. 資料は以下に示すパスワードを入力しなければ閲覧できません。パスワードの扱いには十分に注意して下さい。
パスワード ○○○○○○○○

6. 資料を閲覧できる期間には制限があります。ヒアリング期間の末日(○年○月○日)を超えると閲覧できなくなります。

7. 技術協力業務の随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも本案件の手続きを辞退することができます。

8. 本案件の手続きを辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(※) 競争参加者が特定 J Vである場合、下線部の記載を付す。

企業 I D }
企業名称 } 競争参加資格「有」と認められた者あて
氏名 }

支出負担行為担当官
(契約担当官等の官職氏名)

選定通知書

○年○月○日付けで貴社から提出のあった、下記の業務について技術提案書の提出者として選定したので通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称 ○○ (○) ○○○工事に係る技術協力業務

技術提案書締切日時 ○年○月○日 ○時○分

理由または条件

競争参加資格確認通知書

先に申請のあった下記案件に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。つきましては、技術提案書の提出者として選定しましたので、技術提案書の提出を下記のとおり要請します。

記

1. 公示日 ○年○月○日

2. 案件名 ○○ (○) ○○○工事に係る技術協力業務

3. 競争参加資格の有無 有

特定建設工事共同企業体としての資格を有すると決定する。(※)

4. 技術提案書は、手続開始時に交付した説明書(別冊含む)及び説明書9(4)に基づき配付する技術提案書の作成に必要な資料(以下「資料」という。)に基づき作成し、Excel、Word 等元データのファイル形式にて提出してください。

5. 資料は以下に示すパスワードを入力しなければ閲覧できません。パスワードの扱いには十分に注意して下さい。
パスワード ○○○○○○○○○

6. 資料を閲覧できる期間には制限があります。ヒアリング期間の末日(○年○月○日)を超えると閲覧できなくなります。

7. 技術協力業務の随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも本案件の手続きを辞退することができます。

8. 本案件の手続きを辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(※) 競争参加者が特定 J Vである場合、下線部の記載を付す。

○○・○○建設工事共同企業体

代表者 ○○建設株式会社○○支店

○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官

(契約担当官等の官職氏名)

優先交渉権者選定通知書

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）から技術提案書が提出された次の案件について、技術提案書を審査した結果、貴社（貴企業体）を優先交渉権者として選定しましたので通知します。

記

1. 公示日 ○年○月○日

2. 案件名 ○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務

○○・○○建設工事共同企業体

代表者 ○○建設株式会社○○支店

○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官

(契約担当官等の官職氏名)

交渉権者選定通知書

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）から技術提案書が提出された次の案件について、技術提案書を審査した結果、貴社（貴企業体）を次順位以降の交渉権者として選定しましたので、その旨及び順位を通知します。

記

1. 公示日 ○年○月○日
2. 案件名 ○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務
3. 順 位 ○位

○○・○○建設工事共同企業体
代表者 ○○建設株式会社○○支店
○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官
(契約担当官等の官職氏名)

非選定通知書

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）から技術提案書が提出された次の案件について、下記の理由により貴社（貴企業体）を交渉権者として選定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に書面（持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。））により、非選定理由について説明を求めることができます。

記

1. 公示日 ○年○月○日
2. 案件名 ○○（○）○○○工事にかかる技術協力業務
3. 非選定理由

貴社（貴企業体）については、手続開始の公示2（○）に記載する競争参加資格要件を満たさないため非選定としたものです。

貴社（貴企業体）については、技術提案内容が○○であり、手続開始の公示2（○）に記載する競争参加資格要件を満たさないため非選定としたものです。

見 積 依 頼 書

〇年〇月〇日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店

〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇

下記により、貴社（貴企業体）と随意契約を行うので通知します。
よって、関係書類を御了知のうえ、見積書を提出して下さい。

記

契 約 名 〇〇 (〇) 〇〇〇工事にかかる技術協力業務

見 積 合 せ 日 時 〇年〇月〇日 〇時〇分

場 所 〇〇県〇〇市

〇〇防衛局 総務部 契約課 入札室

見 積 条 件 履 行 期 間 自 契約締結日

至 〇年〇月〇日

支 払 条 件 前 金 払 (有) ・ 無

部 分 払 (有) ・ 無

中 間 前 金 有 ・ (無)

完 工 払 (有) ・ 無

契 約 保 証 免除

契 約 者 支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇

関 係 書 類 設計等技術業務委託契約書（案）、特記仕様書、基本協定書（案）、
設計協力協定書（案）

関 係 書 類 ① 配付方法 〇〇から電子メールにより送付する。

の 配 付 ② 配付期限 〇年〇月〇日

③ 配付時間 9時30分～17時00分

現 場 説 明 有 ・ (無) 日 時 : -

場 所 : -

仕 様 書 等 に 仕 様 書 等 に 対 す る 質 問 が あ る 場 合 に お い て は 、 次 の と お り 書 面 に よ り 提 出 （ 電 子 メ ー
対 する 質 問 ル、持参又は郵送）すること。

提 出 期 限 〇年〇月〇日 17時00分

電子メールアドレス *****@mod.go.jp

提 出 場 所 〇〇防衛局 総務部 契約課

質問に対する回答書は、回答期限までに電子メールにより送付する。

回 答 期 限 〇年〇月〇日

参 考 見 積 書 説 明 書 9 (1 0) イ に 示 す 参 考 見 積 書 に つ い て 、 次 の と お り 書 面 に よ り 提 出 （ 電 子 メ ー
の 提 出 ル、持参又は郵送）すること。

提 出 期 限 〇年〇月〇日 17時00分

電子メールアドレス *****@mod.go.jp

提 出 場 所 〇〇防衛局 総務部 契約課

10 そ の 他 見積金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

全体工事費調書等の提出依頼書

○年○月○日

○○・○○建設工事共同企業体
代表者 ○○建設株式会社○○支店
○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官
○○防衛局長
○○ ○○

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）と締結した○○工事にかかる技術協力業務に関する基本
協定書第 5 条第 4 項に基づき、全体工事費調書等の提出を依頼します。

記

工 事 名 ○○工事

提 出 物 基本協定書第 5 条第 2 項に規定する全体工事費調書等

提出期限等 期 限 ○年○月○日

場 所 〒○○○-○○○○

○○県○○市○○区○○ ○-○-○ ○○○庁舎○階

○○防衛局 ○○部 ○○課

TEL ○○○-○○○-○○○○ FAX ○○○-○○○-○○○○

電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方 法 書面を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留
郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。また、
書面に併せてExcel等元データを電子メール又はCD-R等電子
媒体にて提出すること。

留 意 事 項

- ① 全体工事費調書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載する。
- ② 総額だけでなく、工事費の内訳として工種区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対
応するものの単位、数量、単価及び金額を明示し、細別毎の代価表、単価表を添付するこ
と。
- ③ 見積りにより単価を設定した場合は、見積書等の根拠資料を添付すること。積算基準類に
記載がなく、工事経験等により歩掛りを作成した場合は、参考とした工事の特記仕様書も
しくは施工計画書（該当箇所のみで可）を添付すること。

全体工事費調書等の提出依頼書

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店

〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）と締結した〇〇工事にかかる技術協力業務に関する基本協定書第 5 条第 4 項に基づき、全体工事費調書等の提出を依頼します。

記

工 事 名 〇〇工事

提 出 物 基本協定書第 5 条第 2 項に規定する全体工事費調書等

提出期限等 期限 【中間段階】 ○年○月○日
【最終報告段階】 ○年○月○日

場 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階
〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方 法 書面を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。また、書面に併せてExcel等元データを電子メール又はCD-R等電子媒体にて提出すること。

留 意 事 項

- ① 全体工事費調書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載する。
- ② 総額だけでなく、工事費の内訳として工種区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を明示し、細別毎の代価表、単価表を添付すること
- ③ 見積りにより単価を設定した場合は、見積書等の根拠資料を添付すること。積算基準類に記載がなく、工事経験等により歩掛りを作成した場合は、参考とした工事の特記仕様書もしくは施工計画書（該当箇所のみで可）を添付すること。

価格等の交渉の実施について

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）と締結した〇〇工事にかかる技術協力業務に関する基本協定書第 5 条第 5 項に基づき、以下のとおり価格等の交渉を実施します。

記

工 事 名 〇〇工事

価格等交渉開始日 ○年○月○日

留 意 事 項 事前の準備に基づいて、見積条件の見直し、見積額の変更等の交渉を以下のとおり実施する。

- ① 参考額または予定事業規模と見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件を見直す必要がある場合は、当該条件の見直しに関して交渉を行い、合意条件を確認する。
- ② 積算基準等から乖離のある工種について乖離の理由及び見積根拠の妥当性の確認を行う。
- ③ 優先交渉権者の見積の妥当性を確認できる情報が価格等の交渉段階では判明せず、発注者が歩掛調査必要と判断した場合は、施工中の歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りとに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費を精算することを前提に交渉を行う。

見積依頼書

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店

〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）と締結した〇〇工事にかかる技術協力業務に関する基本
協定書第 5 条第 4 項に基づき、参考見積書等の提出を求めるので通知します。

記

工 事 名 〇〇工事

提 出 物 基本協定書第 5 条第 3 項に規定する参考見積書等

提出期限等 期限 ○年○月○日

場 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階

〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方 法 書面を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留
郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。また、
書面に併せてExcel等元データを電子メール又はCD-R等電子
媒体にて提出すること。

関 係 書 類 特記仕様書（案）、数量総括表（案）及び図面（案）

留 意 事 項

- ① 参考見積書、見積条件書、工事費内訳書、代価表、単価表及び根拠資料を提出すること。
- ② 参考見積書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載する。
- ③ 参考見積書に総額を表示するものとし、工事費内訳書には工種区分、各工種、種別、細別
に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を明示し、細別毎の代価表、
単価表を添付すること。
- ④ 見積条件書は、『国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガ
イドライン』P. 28表3-7を参考として作成すること。
- ⑤ 見積りにより単価を設定した場合は、見積書等の根拠資料を添付すること。積算基準類に
記載がなく、工事経験等により歩掛りを作成した場合は、参考とした工事の特記仕様書も
しくは施工計画書（該当箇所のみで可）を添付すること。

見 積 依 頼 書

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

下記により、貴社（貴企業体）と随意契約を行うので通知します。

よって、関係書類を御了知のうえ、〇〇工事にかかる技術協力業務に関する基本協定書第 6 条第 1 項に基づく参考見積書等及び第 6 条第 4 項に基づく見積書を提出して下さい。

記

契 約 名 〇〇工事

参考見積書 提出物 基本協定書第 6 条第 1 項に基づく参考見積書等。

等 の 提 出 期 限 〇年○月○日 〇時○分

場 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階
〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方 法 原則として、電子メール、F A X、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。

留意事項 基本協定書第 5 条第 3 項に基づく見積依頼書に同じ。

見積合わせ 提出物 基本協定書第 6 条第 4 項に基づく見積書、工事費内訳書及び見積条件書。代理人により見積する場合は、委任状。

日 時 令和○年○月○日 12時00分

場 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階
〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

方 法 原則として、電子メール又は F A X により実施するものとする。

留意事項 見積書及び委任状の様式は、説明書に添付の「留意事項」による。なお、工事費内訳書及び見積条件書は第 1 回の見積りにおいて提出を求める。

見 積 条 件

工期（履行期間 自 契約締結日
至 〇年〇月〇日

支 払 条 件 【令和4年度】

前 金 払 ☒有 ・ 無 部 分 払 ☒有 ・ 無
中 間 前 金 ☒有 ・ 無 完 工 払 ☒有 ・ ☒無

【令和5年度】

前 金 払 ☒有 ・ 無 部 分 払 ☒有 ・ 無
中 間 前 金 ☒有 ・ 無 完 工 払 ☒有 ・ ☒無

ただし、中間前金払は、工期が150日以上の場合に限る。

【令和6年度】

前 金 払 ☒有 ・ 無 部 分 払 ☒有 ・ 無
中 間 前 金 ☒有 ・ 無 完 工 払 ☒有 ・ 無

中間前金払又は既済部分払（国庫債務負担行為に係る令和3年度及び令和4年度の既済部分払を除く。）についてはどちらかを選択するものとし、建設工事の契約相手方として決定された者と協議のうえ決定するものとする。

ただし、中間前金払又は中間前金払に代わる既済部分払は、各会計期間において工期が150日以上の場合に限る。

契 約 保 証 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

契 約 者

支出負担行為担当官 〇〇局長 〇〇 〇〇

関 係 書 類

工事請負契約書（案）、特記仕様書、数量総括表及び図面

関 係 書 類
の 配 付

- ① 配付場所 〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課
② 配付期限 〇年〇月〇日
③ 配付時間 9時30分～17時00分

現 場 説 明

有 ・ ☒無 日 時
場 所

仕 様 書 等 に
対 する 質 問

仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面により提出（持参・郵送）すること。

提 出 期 〇年〇月〇日 〇時〇分
提 出 場 〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間 〇年〇月〇日 から
〇年〇月〇日 まで
場 所 〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

10 そ の 他

見積金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

本建設工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。

○○・○○建設工事共同企業体

代表者 ○○建設株式会社○○支店
○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官
○○防衛局長
○○ ○○

特定通知書

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）から競争参加資格確認申請書及び技術提案書が提出された次の工事について、価格等の交渉の結果、貴社（貴企業体）を建設工事の契約の相手方として特定しましたので、通知します。

記

1. 公示日 ○年○月○日
2. 工事名 ○○工事

○○・○○建設工事共同企業体

代表者 ○○建設株式会社○○支店
○○支店長 ○○ ○○ 殿

支出負担行為担当官
○○防衛局長
○○ ○○

非特定通知書

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）から競争参加資格確認申請書及び技術提案書が提出された次の工事について、下記の理由により貴社（貴企業体）を建設工事の契約の相手方として特定しなかったので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、書面（持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。））により、当職に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

記

1. 公示日 ○年○月○日

2. 工事名 ○○工事

3. 理 由 貴社（貴企業体）については、技術提案の内容が適切であり、評価項目及び評価基準のうち、「技術協力業務の実施に関する提案」の「実施手順及び実施体制」並びに「○○○における施工上の課題の抽出と対応策（他工法による代替案含む）に関する提案」の「的確性」、「実現性」、「的確性」及び「実現性」において他社が優位であると判断したため、次順位以降の交渉権者として選定しましたが、今般、発注者と優先交渉権者との間で価格等の交渉が成立したため、非特定としたものです。

技術協力業務に関する提案及び不測の事態の想定、対応力に関する提案における評価の考え方

評価項目		評価の着目点		評価点						評価のウ ェイト
		判断基準		20,10 (A)	16,8 (A')	12,6 (B)	8,4 (B')	4,2 (C)	0 (－)	
技術協 力業務 に関する 提案	技術協 力業務 の実施 に関する 提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。	業務目的、現地条件、与条件について、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。	業務目的、現地条件、与条件について、整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。	業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が一般的である。	業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が不明確である。	業務目的、現地条件、与条件について、記載があるが、内容が不適切である。	10
		実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が一般的である。	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が不明確である。	実施手順及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または内容が不適切である。	10
不測の 事態の 想定、 対応力 に関する 提案	〇〇〇 における 「施工 期間の 短縮し た施工 上」及び 「維持 管理上」 の課題 と対応策 に関する 提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合 ・〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための特に効果の高い提案がある。	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための効果の高い提案がある。	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、施工上の課題が整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある。	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、その対応策として、安全確保のための提案内容が一般的である。	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、その対応策として、安全確保のための提案内容が不明確である。	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、着眼点、その対応策として、安全確保のための提案内容が不適切である。	20
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が特に高いと認められる十分な裏付けがある。	実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が高いと認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められない部分がある。	実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現制が認められない部分が多い。	実施事例や類似事例の記述があり、または提案に対する実現制が認められない。	10

注）評価のウエイトに応じて評価点を選択する。

主たる事業課題に関する提案における各提案毎の評価の考え方（最大 5 つの提案について）

評価項目		評価の着目点		評価点				評価のウエイト
		判断基準		10（◎）	5（○）	2.5（△）	0（－）	
主たる事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が整理されており、その対応策としての効果の有効な提案がある。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が一般的である。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されている又はないが、その対応策としての内容が不明確又は不適切である。	10
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分がある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分が多い又は認められない。	10
	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が整理されており、その対応策としての有効な提案がある。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての提案が一般的である。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての提案が不明確又は不適切である。	10
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が高いと認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分がある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する現実性が認められない部分が多い又は認められない。	10

注）主たる事業課題に関する提案は、最大 5 提案を求めており、2 段階において評価点を算出する

主たる事業課題に関する提案における評価の考え方

評価項目		評価の着目点		評価点					評価のウ ェイト	
		判断基準	30、15（A）	24、12（A'）	18、9（B）	12、6（B'）	6、3（C）	0（－）		
主たる事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が一般的である。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての内容が不明確である。	現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されていないが、その対応策としての内容が不適切である。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない部分がある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない部分が多い。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、また、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない。	15
	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての特に効果の高い提案がある。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策としての効果の高い提案がある。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が整理されており、その対応策としての有効な提案がある。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての提案が一般的である。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載されているが、その対応策としての提案が不明確である。	現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が記載がなく、その対応策としての提案が不適切である。	30
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められる裏付けがある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない部分がある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない部分がある。	実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、施工期間の短縮を意識した内容となっており、また、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、資機材、作業船の調達等に提案に対する実現性が認められない。	15

注）主たる事業課題に関する提案は、４段階で評価し、その合計点数を６段階にて評価する。

各提案毎に４段階での合計点数で評価。A：45点以上、A'：35点以上45点未満、B：25点以上35点未満、B'：15点以上25点未満、C：5点以上15点未満、－：5点未満）に評価する。

評価項目の配点が３０点であれば合計点数に（３０／５０）を乗じた点数とする。（少数点第４位切り捨て）

評価項目の配点が１５点であれば合計点数に（１５／５０）を乗じた点数とする。（少数点第４位切り捨て）

技術提案等評価結果整理表 1

案件名：〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる技術協力業務

評価項目		評価の着目点	A社	B社	C社	D社	E社	評価の ウェイト (点)	
			評価点	評価点	評価点	評価点	評価点		
			評価	評価	評価	評価	評価		
技術協力業務の実施 に関する提案		業務理解度	10	8	10	10	10	10	
		評価（AA'BB'C-）	A	A'	A	A	A		
		実施手順	10	8	10	10	10	10	
		評価（AA'BB'C-）	A	A'	A	A	A		
		評価点 小計	20	16	20	20	20		
主たる事業課題に 関する提案	〇〇〇に おける、 施工期間 の短縮を 意識した 施工上の 課題と対 応策に関 する提案	的確性	提案①	8.333	10	5	10	5	10
			提案②	10	10	5	10	5	10
			提案③	10	5	5	5	5	10
			提案④	8.333	10	10	10	5	10
			提案⑤	8.333	10	10	10	10	10
		少々計	44.999	45	35	45	30	50	
		評価（AA'BB'C-）	A'	A	A'	A	B		
		評価点	26.999	27	21	27	18	30	
		実現性	提案①	8.333	10	10	10	10	10
			提案②	10	5	5	10	5	10
			提案③	10	5	10	5	5	10
			提案④	8.333	2.5	5	5	5	10
			提案⑤	10	5	5	10	5	10
	少々計	46.666	27.5	35	40	30			
	評価（AA'BB'C-）	A'	B	A'	A'	B			
	評価点	13.999	8.25	10.5	12	9	15		
	評価点 小計	40.998	35.25	31.5	39	27	45		
	〇〇作業 時におけ る安全確 保の課題 と対応策 に関する 提案	的確性	提案①	8.333	10	5	10	5	10
			提案②	10	10	5	10	5	10
			提案③	10	5	5	5	5	10
			提案④	8.333	10	10	10	5	10
			提案⑤	8.333	10	10	10	10	10
		少々計	44.999	45	35	45	30		
		評価（AA'BB'C-）	A'	A	A'	A	B		
		評価点	26.999	27	21	27	18	30	
		実現性	提案①	8.333	10	10	10	10	10
			提案②	10	5	5	10	5	10
			提案③	10	5	10	5	5	10
			提案④	8.333	2.5	5	5	5	10
			提案⑤	10	5	5	10	5	10
		少々計	46.666	27.5	35	40	30		
		評価（AA'BB'C-）	A'	B	A'	A'	B		
		評価点	13.999	8.25	10.5	12	9	15	
		評価点 小計	40.998	35.25	31.5	39	27	45	
		評価点 小計	81.996	70.5	63	78	54	90	
不測の事 態の想 定、対応 力に関す る提案	〇〇作業 時におけ る安全確 保の課題 と対応策 に関する 提案	的確性	17.333	20	16	16	12	20	
		評価（AA'BB'C-）	A	A	A'	A'	B		
		実現性	8.666	8	8	10	8	10	
		評価（AA'BB'C-）	A	A'	A'	A	A'		
		評価点 小計	25.999	28	24	26	20		

注 1 実施担当課において評価案を作成し、学識経験者の意見を聴取し、評価するものとする。
2 主たる事業課題に関する提案の的確性及び実現性については、2段階の評価方法とする。

技術提案等評価結果整理表 2

案件名：〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる技術協力業務
（〇社）

評価項目		評価の着目点		評価者 A	評価者 B	評価者 C	評価者 D	評価者 E	評価点 (平均点)	評価のウ ェイト (点)
				評価点	評価点	評価点	評価点	評価点		
技術協力業務の実 施に関する提案	業務理解度		10	8	10	10	10	10	10	10
	実施手順		10	8	10	10	10	10	10	10
主たる 事業課 題に関 する提 案	〇〇〇 におけ る、施 工期間 の短縮 を意識 した施 工上の 課題と 対応策 に関する提案	的確性	提案①	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案②	10	10	10	5	10	10	10
			提案③	10	10	10	10	10	10	10
			提案④	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案⑤	10	10	10	5	10	8.333	10
		実現性	提案①	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案②	10	10	10	5	10	10	10
			提案③	10	10	10	10	10	10	10
			提案④	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案⑤	10	10	10	5	10	10	10
	〇〇作 業時における 安全確保の課 題と対 応策に 関する 提案	的確性	提案①	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案②	10	10	10	5	10	10	10
			提案③	10	10	10	10	10	10	10
			提案④	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案⑤	10	10	10	5	10	8.333	10
		実現性	提案①	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案②	10	10	10	5	10	10	10
			提案③	10	10	10	10	10	10	10
			提案④	10	5	10	5	10	8.333	10
			提案⑤	10	10	10	5	10	10	10
不測の 事態の 想定、 対応力 に関する提案	〇〇作 業時における 安全確保の課 題と対 応策に 関する 提案	的確性		20	20	16	16	12	17.333	20
		実現性		10	8	8	10	8	8.666	10
		少々計								
	小 計									
合 計										

- 注 1 評価は原則として5名以上の評価者で行うものとし、評価点（平均点）は、評価者の評価のうち最上位者のものと最下位者のものを各1名除外し、3名以上の評価点を平均して算出する。やむを得ず5名未満の評価者で評価を行う場合は、評価点を平均して算出する。
- 2 評価点(平均点)は、小数点第3位を切り捨てし小数点第2位とする。

技術提案等評価結果整理表 3

(評価者 A : ○○)

業務の名称 : ○○ (○) ○○○ 工事にかかる技術協力業務

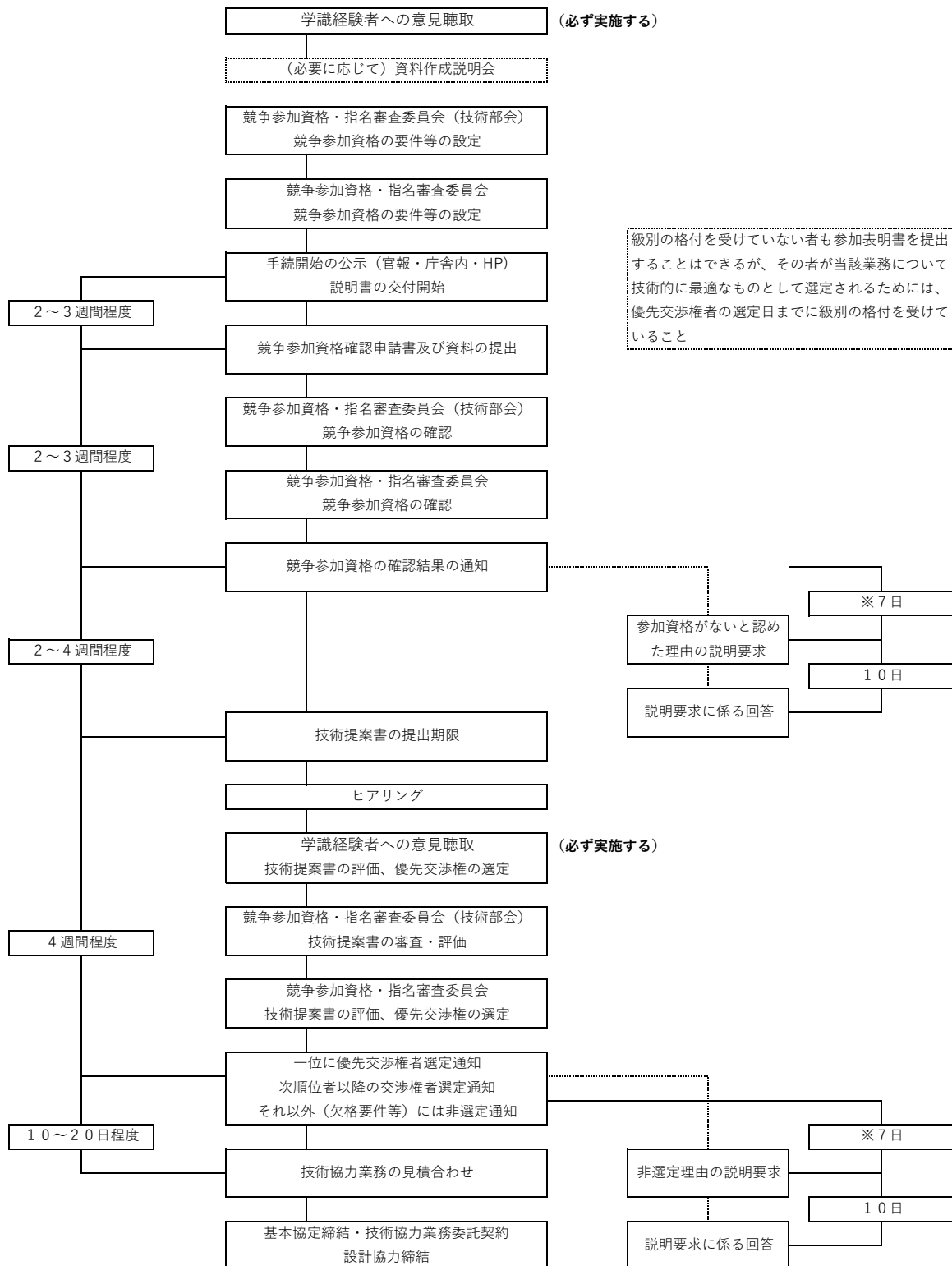
(○社)

評価項目		評価の着目点	評価点 (点)	提案の評価理由
		判断基準		
技術協力業務に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10	
	実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10	
主たる者	○○○における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	提案 1 的確性	10	
		提案 2 的確性	10	
		提案 3 的確性	10	
		提案 4 的確性	10	
		提案 5 的確性	10	
		提案 1 実現性	10	
		提案 2 実現性	10	
		提案 3 実現性	10	
		提案 4 実現性	10	
		提案 5 実現性	10	

事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	提案 1 的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特殊性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	10	
		提案 2 的確性	同上	10	
		提案 3 的確性	同上	10	
		提案 4 的確性	同上	10	
		提案 5 的確性	同上	10	
		提案 1 実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特殊性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10	
		提案 2 実現性	同上	10	
		提案 3 実現性	同上	10	
		提案 4 実現性	同上	10	
		提案 5 実現性	同上	10	
不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合 〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20	
		実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10	
合 計					

注 1 評価者の役職及び氏名を明記する。
2 ヒアリング内容を含めて評価する。

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数
(技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)の設計協力協定締結まで)



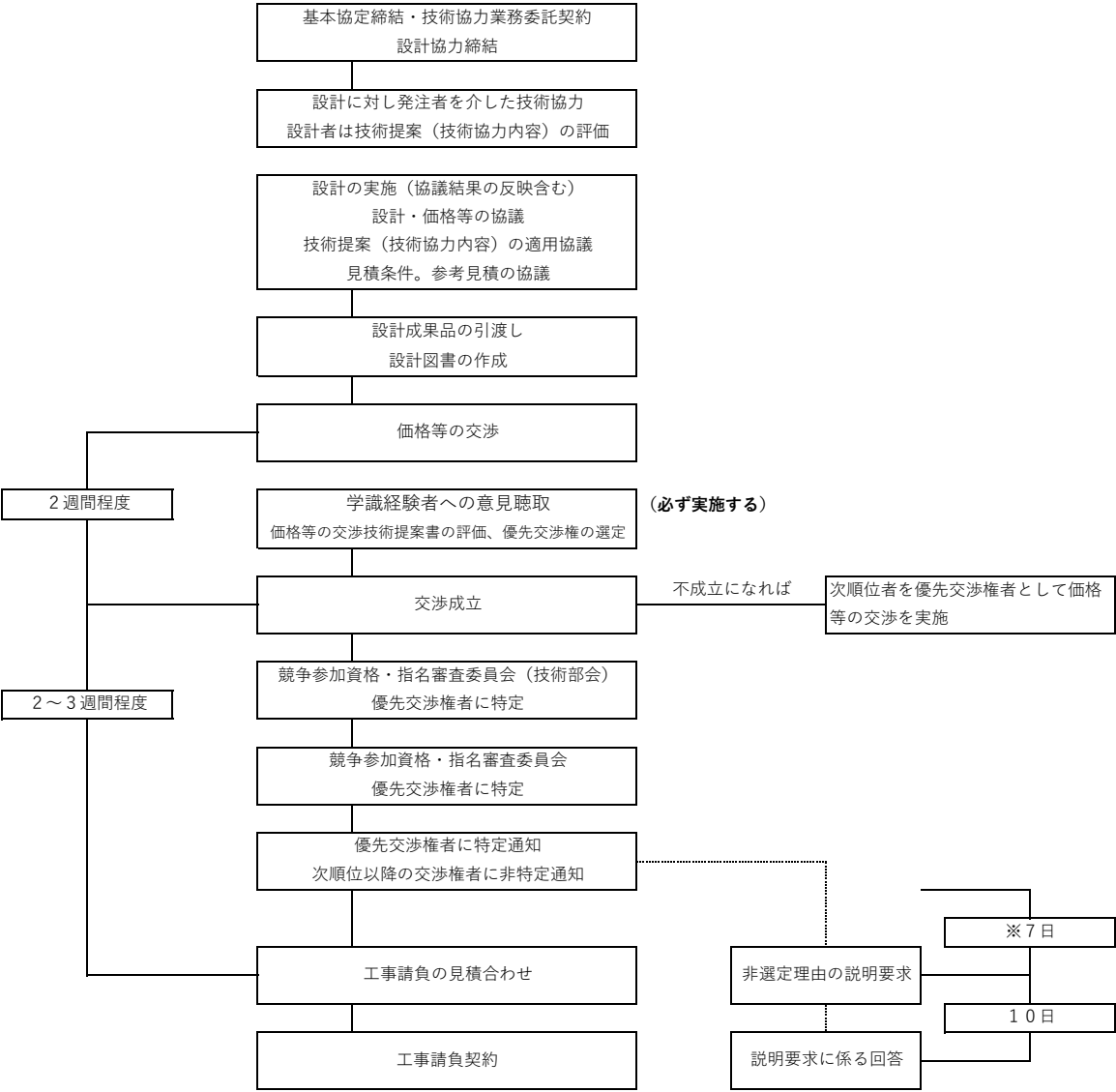
注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注3：技術提案書の提出期限から優先交渉権者選定通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。

注4：優先交渉権者選定通知から技術協力業務の見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために選定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、選定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

設計協力協定締結後、工事請負契約実施手順及び標準的日数
(技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)の設計協力協定締結後、工事請負契約まで)



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。
注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。
注 3：優先交渉権者特定通知から工事請負の見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

建設工事における技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の手続開始の公示の記載例及び提出書類の例

様式番号	名 称	備 考
公 示	公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示	
説明書	説明書	
紙方式変更届		
様式第1-1	紙契約方式変更届	※様式第1-1参考
申請書		
様式第1-2	競争参加資格確認申請書（電子用）	※様式第1-2参考
様式第1-3	競争参加資格確認申請書（紙用）	※様式第1-3参考
技術提案		
様式第1-4	技術提案等提出書	※様式第1-4参考
様式第1-5	技術提案書（様式）	※様式第1-5参考
企業の実績及び能力に関する技術資料		
様式第2	企業の施工実績	※様式第2参考
配置予定技術者等の資格、経験及び能力に関する技術資料		
様式第3-1	配置予定技術者（監理技術者等）	※様式第3-1参考
様式第3-2	配置予定管理技術者	※様式第3-2参考
情報保全に係る履行体制についての確認		
様式第4-1	誓約書（実績がある場合）	※様式第4-1参考
様式第4-2	誓約書（実績がない場合）	※様式第4-2参考
様式第4-3	従事者一覧	※様式第4-3参考
様式第4-4	情報取扱い制限の社内規則	※様式第4-4参考
様式第4-4関係	申出書（役員等）	※様式第4-4関係参考
様式第4-5	親会社等一覧	※様式第4-5参考
様式第4-6	情報取扱い制限の社内規則・親会社用	※様式第4-6参考
様式第4-6関係	申出書（親会社等）	※様式第4-6関係参考
設計業務に係る手続き		
様式第5-1	競争参加資格確認通知書	※様式第5-1参考
様式第5-2	優先交渉権者選定通知書	※様式第5-2参考
様式第5-3	交渉権者選定通知書	※様式第5-3参考
様式第5-4	非選定通知書	※様式第5-4参考
様式第5-5	見積依頼書（設計業務の見積合わせ）	※様式第5-5参考
工事に係る手続き		
様式第6-1	全体工事費調書等の提出依頼書（基本協定書第5条第4項）	※様式第6-1参考
様式第6-2	全体工事費調書等の提出依頼書（基本協定書第5条第4項）2回目	※様式第6-2参考
様式第6-3	価格交渉通知（基本協定書第5条第5項）	※様式第6-3参考
様式第6-4	見積依頼書（基本協定書第5条、第3項）	※様式第6-4参考
様式第6-5	見積依頼書（基本協定書第6条第1項、第4項）	※様式第6-5参考
様式第6-6	特定通知書	※様式第6-6参考
様式第6-7	非特定通知書	※様式第6-7参考
参 考		
付表第1-1～3	技術提案書の評価の考え方	※付表1-1～3参考
付表第2	技術提案書等評価結果整理表 1	※付表第2参考
付表第3	技術提案書等評価結果整理表 2	※付表第3参考
付表第4	技術提案書等評価結果整理表 3	※付表第4参考
付図第1-1～2	公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数	

※ 技術協力・施工タイプにおける様式番号を参照とする

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

○年○月○日【○年の記載は元号とする。以下同じ。】

支出負担行為担当官

○○防衛局長 ○○ ○○【発注者名を記載する。】

1 案件概要

- (1) 案件名 ○○(○)○○○工事(電子契約対象案件)
○○(○)○○○工事にかかる設計業務(電子契約対象案件)

- (2) 工事場所 ○○県○○市

(3) 案件内容

ア 設計業務

- (ア) 業務内容 ○○○
(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで
(ウ) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

- (ア) 工事内容 ○○○
(イ) 期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで

- (4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計交渉・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順

位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第 7118 号。28.3.31）添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する】

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（〇年〇月〇日付〇〇〇〇）に示す手続きに従

い、〇〇（〇）〇〇〇工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における〇・〇年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「〇〇工事」で級別の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。
- (3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。）が〇〇点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇〇点以上であること。
- (4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（1 棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。【土木工事の場合】

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記（4）に掲げる工事の経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

- (6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該設計業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 次の（ア）から（オ）までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

（ア）技術士（総合技術監理部門(建設科目)又は建設部門)

（イ）土木学会認定技術者（特別上級、上級又は 1 級技術者）

（ウ）博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

（エ）海洋・港湾構造物設計士

（オ）RCCM（港湾及び空港部門）（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者）

- (7) 上記 1 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）
- (11) 〇〇防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「〇〇工事」のうち、〇年度及び〇年度【当該年度を含まない直近の過去 2 年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく〇級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】
- (15) 〇〇防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「〇〇県及び〇〇県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

(5) 優先交渉権者の選定後、設計業務についての見積合わせを実施したうえで、設計業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、設計業務の契約締結

及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5 手続き等

（１）説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
（<http://www.mod-eboc.go.jp>）

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

エ ファイル形式

文書類：PDF（〇〇形式）

図面類：PDF（〇〇形式）

数量表等：Excel（〇〇形式）

申請書類：Word（〇〇形式）又は一太郎（〇〇形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、上記 4 へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済のもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）〇枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※ 「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、〇〇防衛局のホームページより入手可能である。

(<http://www.mod.go.jp/〇/〇/〇/〇/〇.pdf>)

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限 〇年〇月〇日 〇時〇分

イ 提出先 上記4に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が〇MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 〇年〇月〇日 〇時〇分

イ 提出先 上記4に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が〇MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 設計業務 納付（保管金の取扱店 〇〇銀行（〇〇支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 〇〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇〇〇）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 建設工事 免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、設計業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5 (2) 及び (3) により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。

説明書

〇〇防衛局の〇〇（〇）〇〇〇工事に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））に基づく手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公示日 〇年〇月〇日【〇年の記載は元号とする。以下同じ。】

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇【発注者名を記載する。】

3 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 案件概要

（１）案件名 〇〇（〇）〇〇〇工事（電子契約対象案件）

〇〇（〇）〇〇〇工事にかかる設計業務（電子契約対象案件）

（２）工事場所 〇〇県〇〇市

（３）案件内容

ア 設計業務

（ア）業務内容 〇〇〇

（イ）履行期間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（ウ）本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

（ア）工事内容 〇〇〇

（イ）期 間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（４）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権

者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

- (5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、下記 13 に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 再委託の禁止

本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第 5054 号。令和 2 年 3 月 30 日）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

- ・ 〇〇〇〇
- ・ 〇〇〇〇

(8) その他

ア 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、競争参加資格確認申請書（様式第 1-3）に理由を記載するものとする。

イ 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

ウ 電子入札システム及び電子契約システムで利用できる IC カードは、代表者又は当該案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下

「代理人」という。)の IC カードのみとし、代理人による場合は、優先交渉権者の選定日までに委任状を提出する。詳細は見積心得書による。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について(防整施第 7118 号.28.3.31) 添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する】

5 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(○年○月○日付○○○○)に示す手続きに従い、○○(○)○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、下記 8 (2) の競争参加資格確認申請書(様式第 1-2,1-3)において、「なお、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当する者でないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。」の記載のない者は、競争参加資格がない者として取り扱う場合がある。

(2) 防衛省における○・○年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。)また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。

(3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。）が〇〇点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇〇点以上であること。

(4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（1棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去15年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本建設工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記（４）に掲げる工事の経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は競争に参加できないことがある。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

（６）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 次の（ア）から（オ）までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

（ア）技術士（総合技術監理部門（建設科目）又は建設部門）

（イ）土木学会認定技術者（特別上級、上級又は 1 級技術者）

（ウ）博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

（エ）海洋・港湾構造物設計士

（オ）RCCM（港湾及び空港部門）（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者）

（７）上記 4 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（８）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(10) 本業務に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) ○○防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「○○工事」のうち、○年度及び○年度【当該年度を含まない直近の過去 2 年間で記載する。】に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(14) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(16) ○○防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

6 設計業務等の受注者等

(1) 上記5 (7) の「上記4に示した建設工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- (株)○○○○○○
- ○○○(株)

(2) 上記5 (7) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、
上記5 (10) アからウのいずれかの関係を有する者である。

7 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

[illegible]

本建設工事は○○○○○○○○○○であるが、○○○○○○○○○○も必要となる。

以上のことから、効率的な設計・施工には施工者独自の高度な技術が必要であるため、技術提案・交渉方式の設計交渉・施工タイプを適用して技術提案を下記（２）アからエについて求める。

技術提案の評価項目、評価基準及び配点は、別紙 1 のとおりとする。技術提案については、本説明書に基づき、施工条件等に配慮した技術提案書（様式第 1-4,1-5）を提出すること。

(2) 評価項目について

提出された技術提案については、下記アからエまでの評価項目に着目して審査を行う。（詳細は別紙 1 による。）技術提案：140 点

ア 設計業務の実施に関する提案：20 点

イ (主たる事業課題に関する提案①) ○○に関する提案：45点

ウ (主たる事業課題に関する提案②) ○○に関する提案：45点

エ (不測の事態の想定、対応力に関する提案) ○○に関する提案：30点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のアからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ 防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

エ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、上記5（1）及び（4）から（16）までに掲げる事項を満たすときは、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たすことを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。

当該確認を受けた者が本手続きに参加するためには、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書等の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間 〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、下記イ（ア）による場合は9時から18時まで、イ（イ）による場合は〇時から〇時までとし、最終日についてはいずれの場合も〇時までとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールによる場合は、〇月〇日必着とする。

イ 提出方法

（ア）電子入札方式による場合

1) 提出先 電子入札システム。

2) 申請書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記3の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提

出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示
- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
 - ・Microsoft Word ○○形式以下
 - ・Microsoft Excel ○○形式以下
 - ・その他のアプリケーション
- PDF ファイル Acrobat ○○形式以下
- 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

3) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先 上記3に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(4)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。なお、下記アの企業の施工実績及びイの配置予定の技術者の施工経験については、○年度以降公示日までに完成し、引渡しが行われているものに限り記載することとし、「企業の施工実績」(様式第2)に記載する案件及び「配置予定技術者の資格及び施工経験等」(様式第3-1)の「施工経験の概要」に記載する案件が国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

本案件は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(防整整第5851号。令和2年4月7日)に基づいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件について、評価の対象とする。当該一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件を下記アの企業の施工実績又は

イの配置予定の技術者の施工経験として申請する場合、申請時点における最終のCORINSの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付するものとする。

ア 企業の施工実績

上記5（4）に掲げる資格があることを判断できる企業の施工実績を様式第2に記載すること。企業の施工実績として複数の案件を記載する必要がある場合は、案件ごとに様式第2を作成すること。共同企業体として申請する場合は、構成員ごとに様式第2を作成すること。

イ 配置予定の技術者

上記5（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工経験等を様式第3-1に記載すること。様式中に記載した案件での従事期間を確認できる資料を添付すること。

ウ 配置予定の管理技術者

上記5（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格等を様式第3-2に記載すること。申請書等に記載した管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

エ 契約書等の写し

上記ア及びイの施工実績又は施工経験として記載した案件に係る契約書及び特記仕様書等（以下「契約書等」という。）の写しを提出すること。ただし、当該実績が、（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録され、かつ、登録内容により証明すべき事項が確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、CORINS登録されていても、登録実績データにおいて実績要件が確認できない場合は契約書等の資料を添付すること。

（4）競争参加資格の確認結果の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、○年○月○日（○）までに電子入札システム（ただし、紙見積合わせ方式による場合は、書面【様式第5-1 参考】）にて通知する。併せて、競争参加資格があると認められた者に対して、技術提案書の提出要請を行う。なお、本案件は、電子入札システムの登録を「公募型プロポーザル方式」とするため、「選定通知書・非選定通知書」に係る機能を「競争参加資格確認通知書」に係る機能とみなして使用する。

（5）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して、競争参加資格がないと認めた理由について次のとおり、説明を求めることができる。

(ア) 提出方法 電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

持参又は郵送等により提出する場合は、下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

(イ) 提出期間

1) 電子入札システムによる場合

上記 8 (4) の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は○時まで。

2) 紙見積合わせ方式による場合

上記 8 (4) の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12 時から 13 時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

(6) 情報保全に係る履行体制についての確認

下記のいずれかの誓約書を提出すること。

ア ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有し、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がない者は様式第 4-1 の誓約書を提出すること。

イ ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有していない者又は実績を有するが、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がある者は、様式第 4-2 の誓約書を提出すること。

(7) その他

ア 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え、内容変更及び再提出は認めない。

9 技術提案書の提出等

(1) 上記8(4)により競争参加資格があると認められた者は、次により、技術提案書を提出すること。なお、期限までに技術提案書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間 ○年○月○日(○)から○年○月○日(○)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、下記イ(ア)による場合は9時から18時まで、イ(イ)による場合は○時から○時までとし、最終日についてはいずれの場合も○時までとする。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、○月○日必着とする。

イ 提出方法

(ア) 電子入札方式による場合

1) 提出先 電子入札システム。

2) 技術提案書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
 - ・Microsoft Word ○○形式以下
 - ・Microsoft Excel ○○形式以下
 - ・その他のアプリケーション
- PDF ファイル Acrobat ○○形式以下

画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

3) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先 上記 3 に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(8)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術提案書の作成

技術提案にあたっては、[別紙 2](#)「技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成すること。

(4) 技術提案書作成に係る資料の配布

ア 配布資料：〇〇設計業務
〇〇地質調査

イ 申込期間：〇年〇月〇日(〇)から〇年〇月〇日(〇)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、〇時から〇時まで

ウ 申込先及び配布場所：上記 3 に同じ

エ その他：技術提案書作成にあたり、参考となる当該設計成果品の電子データを電子記録媒体で交付するので、事前に連絡を行った後、電子記録媒体(DVD-R 等)持参の上、来局すること。競争参加資格がないと認められた者及び誓約書を提出しない者に対しては、技術提案書の作成に係る資料の配付を行わない。資料に記載された情報は、本工事の手続き以外の目的で使用してはならない。また、資料に記載された情報の第三者への貸出、譲渡等を行ってはならない。

(5) 技術提案の審査

ア 提出された技術提案書について審査を行うものとする。

イ 上記アの審査について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者の技術提案書を特定しない。

(ア) 内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合

(イ) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

(ウ) 技術提案と実施方針等に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

(6) 技術提案に対してのヒアリング

ア 期間：○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで

イ 場所：○○防衛局 会議室

ウ その他：ヒアリングでは技術提案書に記載された事項について質疑応答を行う。
ヒアリング時の追加資料は受理しない。対象者別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は、配置予定の技術者及び配置予定の管理技術者を含む3名程度とする。

(7) 技術提案書の改善【必要に応じて記載する】

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

ア 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で、○年○月○日○時から○年○月○日○時まで改善を求め、提案者が応じた場合。

イ 技術提案書の記載内容について、○年○月○日○時から○年○月○日○時まで提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。また、本案件の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(8) 優先交渉権者の選定及び通知

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定された者には、優先交渉権者に選定された旨を、技術提案の内容が不適切又は未記載であると認められた者及びその他の欠格要件に該当する者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨及び順位を電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合は技術提案書提出時に提出された返信用封筒により○年○月○日までに書面【様式 5-2,5-3,5-4 参考】により通知する。

なお、本案件は、電子入札システムを「公募型プロポーザル方式」として登録しているため、「特定通知・非特定通知」に係る機能を「優先交渉権者の選定等通知」に係る機能とみなし使用する。

(9) 優先交渉権者の選定及び通知に関する問い合わせ

ア 技術提案書の審査の結果、非選定であると通知された者は、契約担当官等に対して非選定の理由について、次により説明を求めることができる。

(ア) 提出方法：電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

(イ) 提出期間

1) 電子入札システムによる場合

上記9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

2) 紙見積合わせ方式による場合

上記9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

(10) 設計業務の契約及び見積合せ

ア 優先交渉権者の選定後、見積合せを実施したうえで、設計業務についての契約を締結する。見積りの日時、場所及び方法等については、優先交渉権者にのみ通知する。【様式 5-5 参照】

イ 設計業務の業務費算出の参考とするため、発注者は、優先交渉権者に対して、見積合わせに先立ち発注者が指定する日時までに参考見積書を提出することを求める。

ウ 参考見積書の提出及び見積合わせに要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

(11) 優先交渉権者の選定後、設計業務についての見積合わせを実施したうえで、設計業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、設計業務の契約締結

及び価格等の交渉を行う。基本協定書（案）は、別紙 3 による。ただし、下記 13 に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

(12) その他

ア 技術提案書の作成に必要となる資料の受領、技術提案書の作成及び提出並びに技術提案書のヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された技術提案書を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定並びに入札・契約に係る透明性を確保するための検証に関する統計的分析以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書の内容変更、差し替え及び再提出は認めない。技術提案書を提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

オ 技術提案書に記載する内容について、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、発注者は、その内容が無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

10 価格等の交渉

(1) 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し、建設工事に係る費用の内訳が確認できる内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。

(2) 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。

(3) 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。

(4) 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記（2）と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。

(5) 発注者が規定する積算基準類に設定のない工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については建設工事請負契約書第 27 条の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する契約条項に基づく請求の対象外とする。

- (6) 優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に対し、書面により建設工事に係る契約の相手方として特定した旨の通知（以下「特定通知」【様式 6-6 参考】という。）を行う。
- (7) 見積合わせの結果、最終的な見積書等の金額が予定価格の制限の範囲内である場合は、建設工事に係る請負契約を締結する。
- (8) 上記（3）に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

11 情報保全に係る履行体制についての最終確認

優先交渉権予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第 4-3 から様式第 4-6 までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日から起算して 3 日（行政機関の休日を除く。）程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

12 価格等の交渉の不成立

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、優先交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- (2) 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- (3) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となったときは、上記 7（2）の技術評価点が次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で設計業務委託契約の締結及び価格等の交渉を行う。

13 非特定通知

優先交渉権者を建設工事に係る契約の相手方として特定したときは、次順位以降の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。【様式 6-7 参考】

14 非特定理由の説明

- (1) 非特定の通知を受けた者は、契約担当官等に対して、非特定理由について次のとおり、説明を求めることができる。

ア 提出方法：書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、下記（２）の回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

イ 提出期間：上記 13 の通知の日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内。

（２）契約担当官等は、上記（１）により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。

15 説明書に対する質問

（１）競争参加資格の確認申請に関する質問

この説明書のうち競争参加資格の確認申請に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法：電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

（ア）電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。ただし、最終日は○時まで。

（イ）紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：質問内容には質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な案件名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った申請を無効とする場合がある。

（２）上記（１）の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで、上記 3 において閲覧に供する。

(3) 上記(1)以外の事項に関する質問

競争参加資格があると認められた者は、この説明書のうち技術提案書の作成、その他上記(1)以外の事項に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法：上記(1)アに同じ。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：上記(1)ウに同じ。

(4) 上記(3)の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで、上記3において閲覧に供する。

16 契約保証金

(1) 設計業務：納付（保管金の取扱店 ○○銀行（○○支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 ○○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

(2) 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

17 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

18 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。申請書等、技術提案書及び見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

19 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、設計業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

20 配置予定技術者等の確認

建設工事に係る契約の相手方として決定された者は、上記 8（3）の資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

特定通知後、CORINS 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、申請した技術者は変更できるものとし、申請した技術者を変更する場合は、建設工事に係る契約日から着手日 1 週間前までに変更可能な他の技術者について、「主任（監理）技術者の変更届」及び申請書類を提出し審査を受けなければならない。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。変更可能な他の技術者の要件については、上記 5（5）を参照すること。また、着手日 1 週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置した主任（監理）技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は、上記 5（5）に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない。

21 手続きにおける交渉の有無：無

22 契約書の作成

- （1）本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。
- （2）電子契約システムによりがたく、紙契約方式での契約手続きを希望する者は、優先交渉権者として選定された後に、契約締結日までに紙契約方式変更届（様式第 1-1）を〇〇防衛局総務部契約課に届出なければならない。

(3) 紙契約方式に当たって使用する設計業務の契約書は、別冊設計等技術業務委託契約書案によるものとする。

23 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

24 支払条件

前金払及び部分払 現場説明書のとおり。

25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) ○○防衛局が発注する設計・測量・調査等業務及び施工（以下「発注案件」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

(2) 上記（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 上記（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

(4) 発注案件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

26 苦情申立て

上記 8（5）イの競争参加資格がないと認めた理由、上記 9（8）の非選定理由又は上記 14（2）の非特定理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 3 に同じ。

27 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加者は、見積心得書及び契約書案を熟読し遵守する。

(3) 申請書等、技術提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- (4) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記5(5)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- (5) 電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム運用情報」で公開する。
- ・ 防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ
<https://www.dfeg.mod.go.jp>
- (6) システム操作上の手引き書としては、上記(5)のホームページに掲載している「マニュアル」を参照のこと。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ・ 防衛施設建設工事電子入札システムセンターヘルプデスク
<https://www.dfeg.mod.go.jp/hp/contents/contact.html>
TEL 03-3456-7705（受付は行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。）
メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp（24時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで。）
 - イ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先 取得された各認証局
 - ウ 申請書等及び技術提案書の提出や見積等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記3へ電話により連絡する。
- (8) 提出者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。
- (9) 申請書等、技術提案書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (10) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行い、その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や履行期間の延長を行うこととする。

技術提案・交渉方式に係る評価基準説明書（例）

評価項目			評価基準		配点
技術提案	設計業務に関する提案	設計業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
			実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
	主たる事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
		〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特殊性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特殊性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計					140点

技術提案書作成要領

1. 技術提案書の作成

- ① 様式第 1-5 に従って具体的に記載すること。また、必要に応じて、図表、写真等を添付して分かりやすい内容とすること。ただし、技術提案の補足事項等を別資料として提出することは不可とする。
- ② 説明書 9（4）に示す「技術提案書の作成に必要となる資料」で示す計画概要及び要求事項を満足した提案を行うこと。そのために提出者が持つ知的財産や独自のノウハウ等を活用する場合は、具体的に当該技術等の名称等を用いて提案することができる。
- ③ 様式の上下左右に余白（1 cm 程度）を設けること。
文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、文体は常体表記（「・・・である」調）とする。ただし、添付する図表中の文字については、判読可能な範囲で 10.5 ポイント未満となってもよい。
- ④ 会社名欄以外に提出者（共同企業体で申請する場合の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- ⑤ 技術提案毎に、番号及び提案の見出しを必ず記載すること。
- ⑥ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2. 技術提案書の分量

- ① 技術提案アの作成枚数は、図表を含めて A 4 版片面 1 枚以内とする。A 4 版片面 1 枚を超えて記載された部分については、評価の対象としない。
- ② 技術提案イ、ウ及びエの作成枚数は、それぞれ、補足資料を除き A 4 版片面 5 枚以内とする。補足資料は、提案を補完する図表写真等とし、1 提案ごとに A 4 版片面 1 枚とする。提出枚数が上限を超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。

3. 技術提案イ～エの留意事項

- ① 的確性に係る提案は、1 テーマ当たり最大 5 提案とする。提案数が 5 つを超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。
- ② 提案の的確性の「根拠」をグラフ等で定量的に記載すること。「根拠」を定量的に示すことが難しい場合は、工事写真等で、提案の的確性の「根拠」を記載すること。
- ③ 実現性について、第三者機関等において評価を受けた技術や実験成果による技術提案については、技術名称や登録番号等を具体的に記載すること。これ以外の資機材を活用した技術提案については、その資機材の製造会社、製品名、製造番号等を具体的に記載すること。

〇〇工事にかかる設計業務に関する基本協定書（案）

「〇〇工事」に関して、支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇（以下「発注者」という。）及び〇〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、〇〇工事について、発注者が実施した技術提案の公募手続（以下「本公募手続」という。）において、優先交渉権者を選定したことを確認し、発注者と優先交渉権者による建設工事の請負契約（以下「本工事請負契約」という。）の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第 2 条 発注者及び優先交渉権者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日、又は、第 5 条第 8 項に規定する価格等の交渉の不成立が確定する日までの間、本協定を履行する。

（設計等）

第 3 条 優先交渉権者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事請負契約に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、本公募手続に係る設計業務委託契約（以下「本設計業務委託契約」という。）を発注者との間で締結する。

2 発注者は、優先交渉権者が行う設計業務に必要な情報を可能な限り提示する。

（有効期間）

第 4 条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結された日まで、又は、第 5 条第 8 項に規定する価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。ただし第 7 条から第 12 条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（価格等の交渉）

第 5 条 価格等の交渉とは、発注者及び優先交渉権者が、第 3 条に規定する設計業務を踏まえて作成する設計の内容や成果物に基づき、工事費の見積りの内容その他の本工事請負契約の締結に必要な条件等について協議し、合意を目指すプロセスである。

- 2 優先交渉権者は、設計の進捗に応じて全体工事費を算出し、本設計業務委託契約の初期段階、中間段階、その他発注者が必要と認めた時期に、全体工事費を記載した全体工事費調書及びその算出の根拠となった資料（以下「全体工事費調書等」という。）を発注者に提出する。
- 3 優先交渉権者は、設計成果物を基に、工事費の内訳書を付した参考見積書及びその見積条件を記載した資料（以下「参考見積書等」という。）を作成し、発注者に提出する。
- 4 発注者は、優先交渉権者に対し、前二項の規定により、全体工事費調書等及び参考見積書等の提出を求めるにあたっては、その旨を書面にて事前に通知する。
【様式第 6-1,6-2,6-4 参考】
- 5 発注者及び優先交渉権者は、設計業務に関する協議の過程で確認された事項や設計の内容や成果物等に基づき価格等の交渉を行う。【様式第 6-3 参考】この場合において、参考額と全体工事費や参考見積書の見積額との間に著しい乖離があり、その内容の妥当性が認められない場合など、見積条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行う。
- 6 前項の規定により見直しを行った場合は、優先交渉権者は、交渉の結果を踏まえた参考見積書等を提出し、改めて前項に基づく交渉を行う。
- 7 前二項に基づく交渉の結果、参考額と参考見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の提示がある場合その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合は、価格等の交渉が成立するものとする。
- 8 第 5 項及び第 6 項に基づく交渉の結果、前項の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする。

（契約手続等）

第 6 条 優先交渉権者は、前条第 7 項により価格等の交渉が成立した場合、その内容に基づき、交渉結果を踏まえた参考見積書等を提出する。【様式第 6-5 参考】

- 2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。
- 3 積算基準類に設定の無い工種等の見積りについて、機材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については本建設工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する契約条項に基づく請求の対象外とする。
- 4 優先交渉権者は前条第 3 項と同じ方法により見積書を提出し、発注者と見積合わせを行う。【様式第 6-5 参考】

5 発注者及び優先交渉権者は、前項の見積合わせの結果、見積書の工事金額が予定価格の制限の範囲内である場合は、本工事請負契約を締結する。

(価格等の交渉の不成立)

第7条 発注者は、第5条第8項により価格等の交渉が不成立となった場合、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。

2 前項に規定する場合、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第8条から第12条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(権利義務の譲渡等)

第8条 優先交渉権者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第9条 優先交渉権者は、本協定に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第10条 本協定書に規定する各事項は、発注者及び優先交渉権者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法令及び管轄裁判所)

第11条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第12条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

〇年〇月〇日

発注者

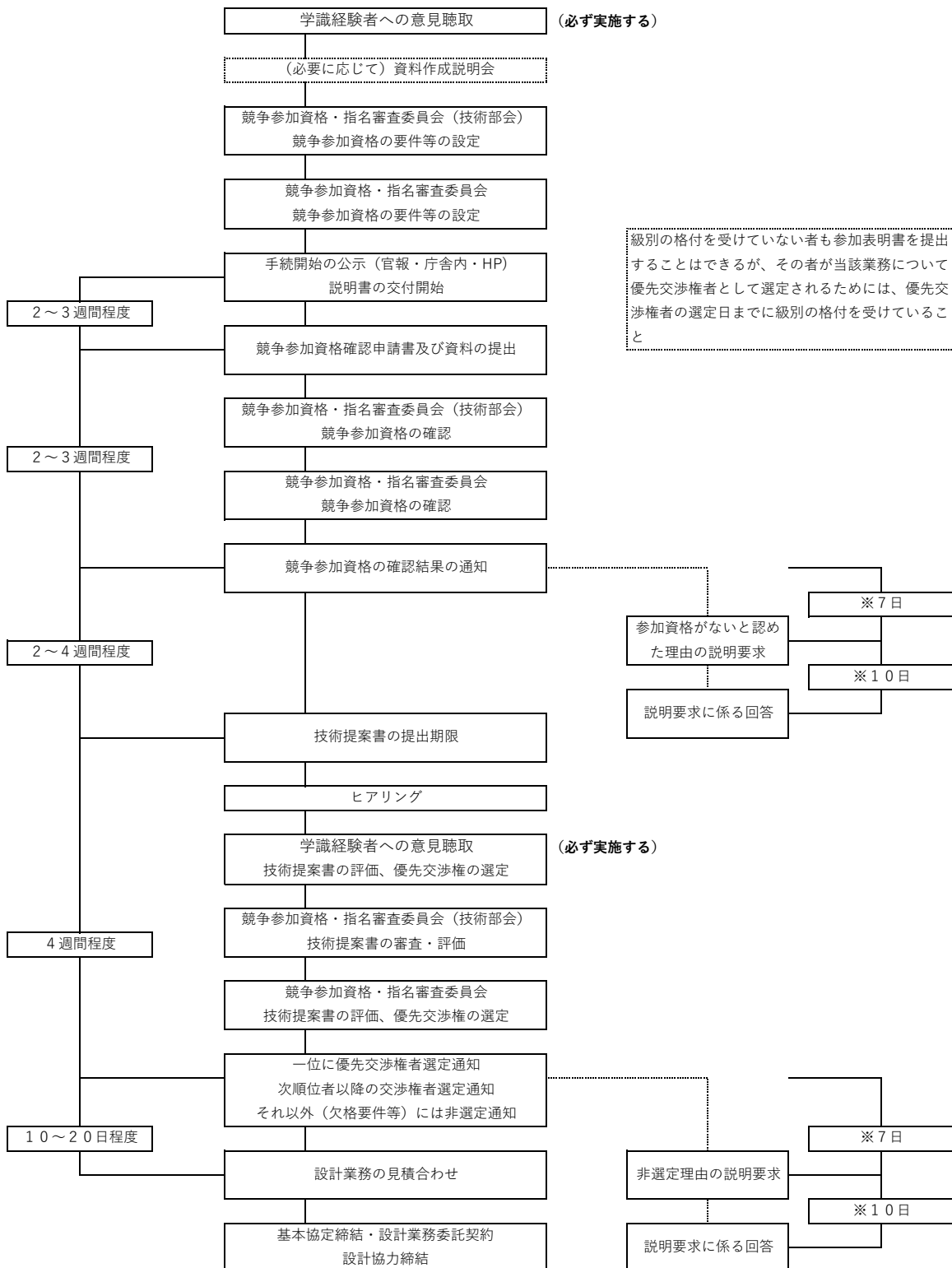
住所

氏名

優先交渉権者 住 所

氏 名

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数
 (技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)の設計業務委託契約締結まで)



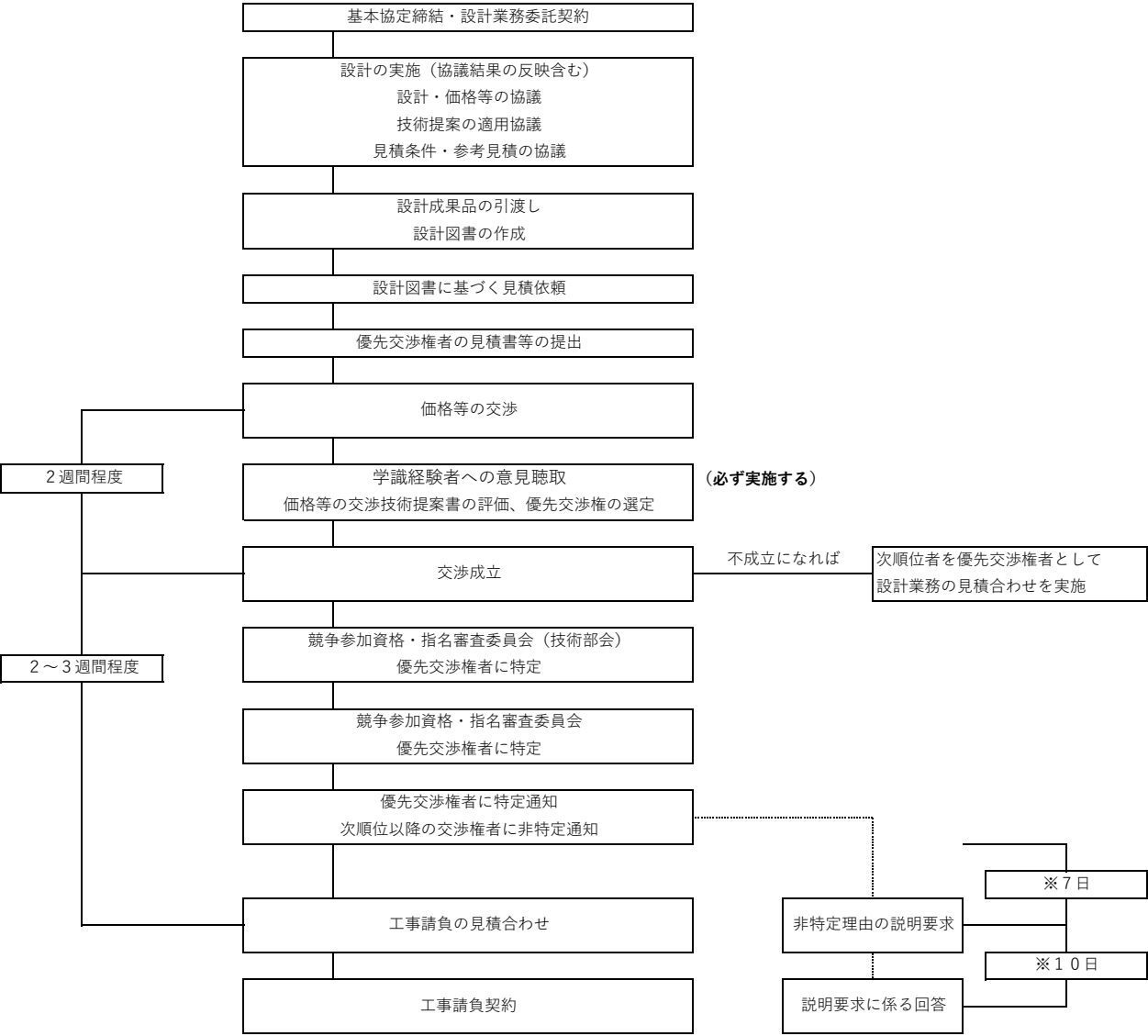
注1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。

注2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注3：技術提案書の提出期限から優先交渉権者選定通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。

注4：優先交渉権者選定通知から設計業務の見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために選定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、選定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

設計業務委託契約締結後、工事請負契約実施手順及び標準の日数
(技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)の設計業務委託契約締結後、工事請負契約まで)



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。
注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。
注 3：優先交渉権者特定通知から工事請負の見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。

建設工事における技術提案・交渉方式（設計・施工一括タイプ）の手続開始の公示の記載例及び提出書類の例

様式番号	名 称	備 考
公 示	公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示	
説明書	説明書	
紙方式変更届		
様式第1-1	紙契約方式変更届	※様式第1-1参考
申請書		
様式第1-2	競争参加資格確認申請書（電子用）	※様式第1-2参考
様式第1-3	競争参加資格確認申請書（紙用）	※様式第1-3参考
技術提案		
様式第1-4	技術提案等提出書	※様式第1-4参考
様式第1-5	技術提案書（様式）	※様式第1-5参考
企業の実績及び能力に関する技術資料		
様式第2	企業の施工実績	※様式第2参考
配置予定技術者等の資格、経験及び能力に関する技術資料		
様式第3-1	配置予定技術者（監理技術者等）	※様式第3-1参考
様式第3-2	配置予定管理技術者	※様式第3-2参考
情報保全に係る履行体制についての確認		
様式第4-1	誓約書（実績がある場合）	※様式第4-1参考
様式第4-2	誓約書（実績がない場合）	※様式第4-2参考
様式第4-3	従事者一覧	※様式第4-3参考
様式第4-4	情報取扱い制限の社内規則	※様式第4-4参考
様式第4-4関係	申出書（役員等）	※様式第4-4関係参考
様式第4-5	親会社等一覧	※様式第4-5参考
様式第4-6	情報取扱い制限の者に規則・親会社用	※様式第4-6参考
様式第4-6関係	申出書（親会社等）	※様式第4-6関係参考
工事に係る手続き		
様式第5-1	競争参加資格確認通知書	※様式第5-1参考
様式第5-2	優先交渉権者選定通知書	※様式第5-2参考
様式第5-3	交渉権者選定通知書	※様式第5-3参考
様式第5-4	非選定通知書	※様式第5-4参考
様式第5-5	見積依頼書（参考見積）	
様式第5-6	見積依頼書（見積合わせ）	
様式第5-7	特定通知書	※様式第6-6参考
様式第5-8	非特定通知書	※様式第6-7参考
参 考		
付表第1-1～3	技術提案書の評価の考え方	※付表1-1～3参考
付表第2	技術提案書等評価結果整理表 1	※付表第2参考
付表第3	技術提案書等評価結果整理表 2	※付表第3参考
付表第4	技術提案書等評価結果整理表 3	※付表第4参考
付図第1-1	公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数	

※ 技術協力・施工タイプにおける様式番号を参照とする。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

○年○月○日【○年の記載は元号とする。以下同じ。】

支出負担行為担当官

○○防衛局長 ○○ ○○【発注者名を記載する。】

1 案件概要

(1) 案件名 ○○(○)○○○工事(電子契約対象案件)

(2) 工事場所 ○○県○○市

(3) 案件内容

ア 設計業務

(ア) 業務内容 ○○○

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで

(ウ) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

(ア) 工事内容 ○○○

(イ) 期間 契約締結日の翌日から○年○月○日まで

(4) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)の設計・施工一括タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続には移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

- (7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。
- (8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。
- (9) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、本建設工事の契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第 7118 号.28.3.31）添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する】

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（〇年〇月〇日付〇〇〇〇）に示す手続きに従い、〇〇（〇）〇〇〇工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における〇・〇年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「〇〇工事」で級別の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされ

ている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「〇〇業務」に係る「〇」の格付を受け、〇〇防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。

（３）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。）が〇〇点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇〇点以上であること。

（４）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上（１棟当たり）の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、〇年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、（用途が〇〇で、）鉄筋コンクリート造〇階建て以上、建物延べ面積〇〇㎡以上の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡しが完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

（５）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。【土木工事の場合】

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記（４）に掲げる工事の経験を有する者（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

（６）単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該設計業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 次の（ア）から（オ）までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

（ア）技術士（総合技術監理部門(建設科目)又は建設部門）

（イ）土木学会認定技術者（特別上級、上級又は 1 級技術者）

（ウ）博士（工学）、博士（理学）又は博士（学術）

（エ）海洋・港湾構造物設計士

（オ）RCCM（港湾及び空港部門）（但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者）

（７）上記 1 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（８）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）
- (11) ○○防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「○○工事」のうち、○年度及び○年度【当該年度を含まない直近の過去2年間を記載する。】に完了又は引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
 - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
 - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】
- (15) ○○防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】
- (16) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

以上のことから、効率的な設計・施工には施工者独自の高度な技術が必要であるため、技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプを適用して技術提案を次のアからエについて求める。

ア 設計業務の実施に関する提案：20 点

イ （主たる事業課題に関する提案①）〇〇に関する提案：45 点

ウ （主たる事業課題に関する提案②）〇〇に関する提案：45 点

エ （不測の事態の想定、対応力に関する提案）〇〇に関する提案：30 点

（2）技術提案書についてヒアリングを行う。

（3）優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

（4）技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記アからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ 防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

エ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

（5）優先交渉権者の選定後、本案件についての見積合わせを実施したうえで、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、本案件の価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

4 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

5 手続き等

(1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 ○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9 時から 18 時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
(<http://www.mod-eboc.go.jp>)

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

エ ファイル形式

文書類：PDF（○○形式）

図面類：PDF（○○形式）

数量表等：Excel（○○形式）

申請書類：Word（○○形式）又は一太郎（○○形式）

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、上記 4 へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済のもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）○枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送又は託送により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※ 「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、○○防衛局のホームページより入手可能である。

(<http://www.mod.go.jp/○○/○○/○○/○○.pdf>)

(2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限 ○年○月○日 ○時○分

イ 提出先 上記 4 に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が○MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記 4 に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

(3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限 ○年○月○日 ○時○分

イ 提出先 上記4に同じ。

ウ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が○MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送、託送又は電子メールにより提出する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、設計業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5 (2) 及び (3) により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2 (2) 及び (3) に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。

説明書

〇〇防衛局の〇〇（〇）〇〇〇工事に係る公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））に基づく手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 公示日 〇年〇月〇日【〇年の記載は元号とする。以下同じ。】

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇防衛局長 〇〇 〇〇【発注者名を記載する。】

3 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇〇【当該発注機関、部署名を記載する。】

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

FAX 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

4 案件概要

（１）案件名 〇〇（〇）〇〇〇工事（電子契約対象案件）

（２）工事場所 〇〇県〇〇市

（３）案件内容

ア 設計業務

（ア）業務内容 〇〇〇

（イ）履行期間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（ウ）本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 建設工事

（ア）工事内容 〇〇〇

（イ）期 間 契約締結日の翌日から〇年〇月〇日まで

（４）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計・施工一括タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に契約を締結する。

(5) 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、下記 13 に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

(6) 参考額

【①既往設計等により当初から工事に関する参考額を明示する場合】

設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）、工事規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。

【②競争参加者からの見積りにより工事に関する参考額を設定する場合】

設計業務の規模は〇, 〇〇〇万円程度（税込み）を想定している。また、工事規模は競争参加者からの見積りを踏まえて設定し、別途通知する。

(7) 再委託の禁止

本案件は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第 5054 号。令和 2 年 3 月 30 日）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

- ・ 〇〇〇〇
- ・ 〇〇〇〇

(8) その他

ア 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）に代えることができるものとする。なお、紙見積合わせ方式の申請に関しては、競争参加資格確認申請書（様式第 1-3）に理由を記載するものとする。

イ 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う工事である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

ウ 電子入札システム及び電子契約システムで利用できる IC カードは、代表者又は当該案件に関する入札・見積権限及び契約締結権限について委任を受けた者（以下「代理人」という。）の IC カードのみとし、代理人による場合は、優先交渉権者の選定日までに委任状を提出する。詳細は見積心得書による。

- (9) 本建設工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本建設工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、総価契約単価合意方式の試行について（防整施第 7118 号。28.3.31）添付書類「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。【必要に応じて記載する。】

5 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（○年○月○日付○○○○）に示す手続きに従い、○○（○）○○○工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、下記 8（2）の競争参加資格確認申請書（様式第 1-2,1-3）において、「なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと、及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。」の記載のない者は、競争参加資格がない者として取り扱う場合がある。
- (2) 防衛省における○・○年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「○○工事」で級別の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。）また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「○○業務」に係る「○」の格付を受け、○○防衛局【当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等を記載する。】に競争参加を希望していること。
- (3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「○○工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記 3 の経営事項評価数値欄の点数。）が○○点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○○点以上であること。

(4) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、) 鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上(1棟当たり)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、(用途が○○で、) 鉄筋コンクリート造○階建て以上、建物延べ面積○○㎡以上の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点」という。)が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、実績として認める。

(5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を本建設工事に専任で配置できること。

ア 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、

「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。【土木工事の場合】

- ・ 1 級建設機械施工管理技士の資格を有する者
- ・ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者
- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ ○年度以降公示日まで【当該年度及び前年度から過去 15 年間を記載する。】に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者(原則、着工から完成まで従事している。)。なお、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が 65 点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって 65 点以上の工事とみなすものとする。

また、公示日までに引き渡し完了する予定であった同種工事が、新型コロナウイルスに関連し、一時中断する等の措置が執られ、延期している場合は、経験として認める。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

配置予定技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は競争に参加できないことがある。

本案件は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 次の(ア)から(オ)までのいずれかの資格を有する者であること。【土木工事の場合】

(ア) 技術士(総合技術監理部門(建設科目)又は建設部門)

(イ) 土木学会認定技術者(特別上級、上級又は 1 級技術者)

(ウ) 博士(工学)、博士(理学)又は博士(学術)

(エ) 海洋・港湾構造物設計士

(オ) RCCM(港湾及び空港部門)(但し、港湾関係の実務経験が 3 年以上ある者)

(7) 上記 4 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、〇〇防衛局長【契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局等の長を記載する。】から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第 150 号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。

(10) 本案件に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。)。なお、

この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、見積心得書第4条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ア) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- イ) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- ウ) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- エ) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合（共同企業体を含む。）の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) ○○防衛局【当該契約担当官が所在地を管轄する地方防衛局等名を記載する。】が発注した「○○工事」のうち、○年度及び○年度【当該年度を含まない直近の過去 2 年間に記載する。】に完了又は引渡し完了した工事の施工実績がある場合には、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(12) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

(13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

(14) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく○級建築士事務所登録を有すること。【業務内容に応じて記載する。】

(15) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。

(16) ○○防衛局の管轄区域【管轄区域の一部都府県に限定する場合は、「○○県及び○○県」と記載する。】内に、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の「営業所一覧表」に記載している本店又は支店等営業所が所在すること。【必要とする場合のみ記載する。】

6 設計業務等の受注者等

(1) 上記 5（7）の「上記 4 に示した建設工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・(株)○○○○○○○

• ○○○(株)

(2) 上記5 (7) の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、
上記5 (10) アからウのいずれかの関係を有する者である。

7 優先交渉権者の選定に関する事項

(1) 技術提案の評価に関する基準

[illegible]

本建設工事は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇も必要となる。

以上のことから、効率的な設計・施工には施工者独自の高度な技術が必要であるため、技術提案・交渉方式の設計・施工一括タイプを適用して技術提案を下記（２）アからエについて求める。

技術提案の評価項目、評価基準及び配点は、別紙 1 のとおりとする。技術提案については、本説明書に基づき、施工条件等に配慮した技術提案書（様式第 1-4,1-5）を提出すること。

(2) 評価項目について

提出された技術提案については、下記アからエまでの評価項目に着目して審査を行う。（詳細は別紙1による。）技術提案：140点

ア 設計業務の実施に関する提案：20 点

イ (主たる事業課題に関する提案①) ○○に関する提案：45点

ウ (主たる事業課題に関する提案②) ○○に関する提案：45点

エ (不測の事態の想定、対応力に関する提案) ○○に関する提案：30点

(3) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(4) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(5) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のアからエの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ 防衛省競争参加資格の「〇〇工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

エ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により、申請書及び技術資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、上記5（1）及び（4）から（16）までに掲げる事項を満たすときは、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げる事項を満たすことを条件として競争参加資格を有することの確認を行うものとする。

当該確認を受けた者が本手続きに参加するためには、優先交渉権者の選定日までに上記5（2）及び（3）に掲げた事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 申請書等の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間 ○年○月○日（○）から○年○月○日（○）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、下記イ（ア）による場合は9時から18時まで、イ（イ）による場合は○時から○時までとし、最終日についてはいずれの場合も○時までとする。ただし、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールによる場合は、○月○日必着とする。

イ 提出方法

（ア）電子入札方式による場合

1) 提出先 電子入札システム。

2) 申請書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、送信前及び送信後に上記3の担当部局へ電話により連絡するものとする。また、提出するファイル形式は、電子入札システムによる場合と同じとする。以下同じ。）することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示

- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参又は郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
 - ・Microsoft Word ○○形式以下
 - ・Microsoft Excel ○○形式以下
 - ・その他のアプリケーション
- PDF ファイル Acrobat ○○形式以下
- 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

3) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先 上記3に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(4)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術資料は、次に掲げるところに従い作成すること。なお、下記アの企業の施工実績及びイの配置予定の技術者の施工経験については、○年度以降公示日までに完成し、引渡しが行われているものに限り記載することとし、「企業の施工実績」(様式第2)に記載する案件及び「配置予定技術者の資格及び施工経験等」(様式第3-1)の「施工経験の概要」に記載する案件が国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付すること。

本案件は、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(防整整第5851号。令和2年4月7日)に基づいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件について、評価の対象とする。当該一時中止措置等が行われたことにより完成・引渡しが行われていない案件を下記アの企業の施工実績又はイの配置予定の技術者の施工経験として申請する場合、申請時点における最終のCORINSの工事カルテの写し及び一時中止措置状況が確認できる資料(一時中止通知書)を添付するものとする。

ア 企業の施工実績

上記５（４）に掲げる資格があることを判断できる企業の施工実績を様式第２に記載すること。企業の施工実績として複数の案件を記載する必要がある場合は、案件ごとに様式第２を作成すること。共同企業体として申請する場合は、構成員ごとに様式第２を作成すること。

イ 配置予定の技術者

上記５（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、施工経験等を様式第３-１に記載すること。様式中に記載した案件での従事期間を確認できる資料を添付すること。

ウ 配置予定の管理技術者

上記５（６）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の管理技術者の資格等を様式第３-２に記載すること。申請書等に記載した管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

エ 契約書等の写し

上記ア及びイの施工実績又は施工経験として記載した案件に係る契約書及び特記仕様書等（以下「契約書等」という。）の写しを提出すること。ただし、当該実績が、（一財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録され、かつ、登録内容により証明すべき事項が確認できる場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。なお、CORINS登録されていても、登録実績データにおいて実績要件が確認できない場合は契約書等の資料を添付すること。

（４）競争参加資格の確認結果の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、○年○月○日（○）までに電子入札システム（ただし、紙見積合わせ方式による場合は、書面【様式第５-１ 参考】）にて通知する。併せて、競争参加資格があると認められた者に対して、技術提案書の提出要請を行う。なお、本案件は、電子入札システムの登録を「公募型プロポーザル方式」とするため、「選定通知書・非選定通知書」に係る機能を「競争参加資格確認通知書」に係る機能とみなして使用する。

（５）競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して、競争参加資格がないと認めた理由について次のとおり、説明を求めることができる。

（ア）提出方法 電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記 3 に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

持参又は郵送等により提出する場合は、下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

（イ）提出期間

1）電子入札システムによる場合

上記 8（4）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

2）紙見積合わせ方式による場合

上記 8（4）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

（6）情報保全に係る履行体制についての確認

下記のいずれかの誓約書を提出すること。

ア ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有し、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がない者は様式第 4-1 の誓約書を提出すること。

イ ○年○月○日から公示日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成した実績を有していない者又は実績を有するが、その実績に係る工事成績の評定点に 65 点未満がある者は、様式第 4-2 の誓約書を提出すること。

（7）その他

ア 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え、内容変更及び再提出は認めない。

9 技術提案書の提出等

(1) 上記8(4)により競争参加資格があると認められた者は、次により、技術提案書を提出すること。なお、期限までに技術提案書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期間 ○年○月○日(○)から○年○月○日(○)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、下記イ(ア)による場合は9時から18時まで、イ(イ)による場合は○時から○時までとし、最終日についてはいずれの場合も○時までとする。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、○月○日必着とする。

イ 提出方法

(ア) 電子入札方式による場合

1) 提出先 電子入札システム。

2) 技術提案書等が3MBを超える場合は、上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出することとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書とともに送信する。

- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する旨の表示
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送等又は電子メールにより提出する書類のページ数
- ・持参又は発送年月日

ファイル形式 電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、次のいずれかの形式にて作成する。

- ・一太郎 Ver ○○形式以下
- ・Microsoft Word ○○形式以下
- ・Microsoft Excel ○○形式以下
- ・その他のアプリケーション
- PDF ファイル Acrobat ○○形式以下
- 画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
- 圧縮ファイル LZH 又は ZIP 形式

3) プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定する。なお、送信された資料のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

1) 提出先 上記3に同じ。

2) 持参、郵送等又は電子メールにより提出する。なお、持参又は郵送等により提出する場合は、下記(8)の通知に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手(日本郵便の場合)を貼付した返信用の封筒を送付すること。

(3) 技術提案書の作成

技術提案にあたっては、別紙2「技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成すること。

(4) 技術提案書作成に係る資料の配布

ア 配布資料：〇〇設計業務
〇〇地質調査

イ 申込期間：〇年〇月〇日(〇)から〇年〇月〇日(〇)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、〇時から〇時まで

ウ 申込先及び配布場所：上記3に同じ

エ その他：技術提案書作成にあたり、参考となる当該設計成果品の電子データを電子記録媒体で交付するので、事前に連絡を行った後、電子記録媒体(DVD-R等)持参の上、来局すること。競争参加資格がないと認められた者及び誓約書を提出しない者に対しては、技術提案書の作成に係る資料の配付を行わない。資料に記載された情報は、本工事の手続き以外の目的で使用してはならない。また、資料に記載された情報の第三者への貸出、譲渡等を行ってはならない。

(5) 技術提案の審査

ア 提出された技術提案書について審査を行うものとする。

イ 上記アの審査について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者の技術提案書を特定しない。

(ア) 内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合

(イ) 業務目的に反する記述や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合

(ウ) 技術提案と実施方針等に矛盾等があり、整合性が図られていない場合

(6) 技術提案に対してのヒアリング

ア 期間：○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで

イ 場所：○○防衛局 会議室

ウ その他：ヒアリングでは技術提案書に記載された事項について質疑応答を行う。
ヒアリング時の追加資料は受理しない。対象者別のヒアリングの日時及び場所は追
って通知する。なお、出席者は、配置予定の技術者及び配置予定の管理技術者を含
む3名程度とする。

（7）技術提案書の改善【必要に応じて記載する】

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

ア 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で、○年○月○日○時から
○年○月○日○時まで改善を求め、提案者が応じた場合。

イ 技術提案書の記載内容について、○年○月○日○時から○年○月○日○時まで
提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発
注者が必要に応じて指示する資料の提出には応じなければならない。また、本案件
の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

（8）優先交渉権者の選定及び通知

技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者
として選定する。優先交渉権者として選定された者には、優先交渉権者に選定された旨
を、技術提案の内容が不適切又は未記載であると認められた者及びその他の欠格要件
に該当する者に対しては、非選定とされた旨とその理由を、それ以外の者に対しては、
次順位以降の交渉権者として選定された旨及び順位を電子入札システムにより、また、
紙見積合わせ方式による場合は技術提案書提出時に提出された返信用封筒により○年
○月○日までに書面【様式 5-2,5-3,5-4 参考】により通知する。

なお、本案件は、電子入札システムを「公募型プロポーザル方式」として登録して
いるため、「特定通知・非特定通知」に係る機能を「優先交渉権者の選定等通知」に
係る機能とみなし使用する。

（9）優先交渉権者の選定及び通知に関する問い合わせ

ア 技術提案書の審査の結果、非選定であると通知された者は、契約担当官等に対し
て非選定の理由について、次により説明を求めることができる。

（ア）提出方法：電子入札システムによる。

紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記3に持参、
郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、

下記イの回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。

（イ）提出期間

1）電子入札システムによる場合

上記 9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

2）紙見積合わせ方式による場合

上記 9（8）の通知の日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで（12時から13時までの間を除く。）。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

イ 契約担当官等は、上記アにより説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し電子入札システムにより、また、紙見積合わせ方式による場合については書面により回答する。

（10）優先交渉権者の選定後、本案件の見積合わせを実施したうえで、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、本案件の価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続きには移行しない。

（11）その他

ア 技術提案書の作成に必要な資料の受領、技術提案書の作成及び提出並びに技術提案書のヒアリングに要する費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された技術提案書を、競争参加資格の確認及び優先交渉権者の選定並びに入札・契約に係る透明性を確保するための検証に関する統計的分析以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された技術提案書は、返却しない。

エ 提出期限以降における技術提案書の内容変更、差し替え及び再提出は認めない。技術提案書を提出期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

オ 技術提案書に記載する内容について、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、発注者は、その内容が無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

10 価格等の交渉

- (1) 優先交渉権者選定の後、優先交渉権者に対し、本案件に係る費用の内訳が確認できる内訳書を付した見積書及び見積条件書（以下「見積書等」という。）の提出方法等を通知する。【様式 5-5 参考】
- (2) 優先交渉権者は、見積書等を作成し、指定の方法により提出する。
- (3) 優先交渉権者は、見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
- (4) 前項により価格等の交渉が成立した場合は、優先交渉権者は、その内容に基づき、上記（２）と同じ方法により交渉結果を踏まえた見積書等を提出する。【様式 5-6 参考】
- (5) 発注者が規定する積算基準類に設定のない工種等の見積りについて、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合は、その工種等については建設工事請負契約書第 27 条の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に関する契約条項に基づく請求の対象外とする。
- (6) 優先交渉権者との交渉が成立した場合、優先交渉権者に対し、書面により本案件に係る契約の相手方として特定した旨の通知（以下「特定通知」【様式 5-7 参考】という。）を行う。
- (7) 見積合わせの結果、最終的な見積書等の金額が予定価格の制限の範囲内である場合は、本案件に係る請負契約を締結する。
- (8) 上記（３）に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、価格等の交渉の不成立が確定するものとする。

11 情報保全に係る履行体制についての最終確認

優先交渉権予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第 4-3 から様式第 4-6 までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日から起算して 3 日（行政機関の休日を除く。）程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限

内に資料提出できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

12 価格等の交渉の不成立

- (1) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となった場合、優先交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。
- (2) 優先交渉権者は、価格等の交渉において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を第三者に開示してはならない。
- (3) 優先交渉権者との価格等の交渉が不成立となったときは、上記7(2)の技術評価点が次順位の交渉権者に対して、優先交渉権者となった旨を書面により通知し、価格等の交渉の意思を確認した上で価格等の交渉を行う。

13 非特定通知

優先交渉権者を建設工事に係る契約の相手方として特定したときは、次順位以降の交渉権者に対して、非特定となった旨とその理由を書面により通知する。【様式 5-8 参考】

14 非特定理由の説明

- (1) 非特定の通知を受けた者は、契約担当官等に対して、非特定理由について次のとおり、説明を求めることができる。
 - ア 提出方法：書面（様式は自由とする。）を上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。持参又は郵送等により提出する場合は、下記(2)の回答に必要なため、書留郵便による送付に必要な額の切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を提出する。
 - イ 提出期間：上記13の通知の日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内。
- (2) 契約担当官等は、上記(1)により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。

15 説明書に対する質問

- (1) 競争参加資格の確認申請に関する質問
 - この説明書のうち競争参加資格の確認申請に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。
 - ア 提出方法：電子入札システムによる。紙見積合わせ方式による場合は書面（様式は自由とする。）を上記3に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：質問内容には質問事項のみを記入するものとし、会社名・連絡先等（過去に受注した具体的な案件名等の記載により、会社名が類推される場合も含む。）は一切記入しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った申請を無効とする場合がある。

(2) 上記(1)の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで、上記3において閲覧に供する。

(3) 上記(1)以外の事項に関する質問

競争参加資格があると認められた者は、この説明書のうち技術提案書の作成、その他上記(1)以外の事項に関する質問がある場合においては、次のとおり提出すること。

ア 提出方法：上記(1)アに同じ。

イ 提出期間

(ア) 電子入札システムによる場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は○時まで。

(イ) 紙見積合わせ方式による場合

○年○月○日から○年○月○日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、○時から○時まで。ただし、最終日は○時まで。郵送等又は電子メールによる場合は○年○月○日○時必着とする。

ウ その他：上記(1)ウに同じ。

(4) 上記(3)の質問に対する回答は、電子入札システムにより回答するので確認するものとする。また、紙見積合わせ方式による場合は、○年○月○日から○年○月○日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、○時から○時まで、上記3において閲覧に供する。

16 契約保証金

免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

17 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

18 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。申請書等、技術提案書及び見積書の提出にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

19 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、設計業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

20 配置予定技術者等の確認

建設工事に係る契約の相手方として決定された者は、上記8(3)の資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に配置すること。

特定通知後、CORINS等により配置予定の主任(監理)技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、申請した技術者は変更できるものとし、申請した技術者を変更する場合は、建設工事に係る契約日から着手日1週間前までに変更可能な他の技術者について、「主任(監理)技術者の変更届」及び申請書類を提出し審査を受けなければならない。審査の結果、不適合となった場合は変更できない。変更可能な他の技術者の要件については、上記5(5)を参照すること。また、着手日1週間前を過ぎた日以降は、病休・死亡・退職等極めて特別な場

合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置した主任（監理）技術者の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合は、上記5（5）に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない。

21 手続きにおける交渉の有無：無

22 契約書の作成

- （1）本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。
- （2）電子契約システムによりがたく、紙契約方式での契約手続きを希望する者は、優先交渉権者として選定された後に、契約締結日までに紙契約方式変更届（様式第 1-1）を〇〇防衛局総務部契約課に届出なければならない。
- （3）紙契約方式に当たって使用する技術協力業務の契約書は、別冊建設工事契約書案によるものとする。

23 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

24 支払条件

前金払及び部分払 現場説明書のとおり。

25 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- （1）〇〇防衛局が発注する設計・測量・調査等業務及び工事（以下「発注案件」という。）において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- （2）上記（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- （3）上記（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- （4）発注案件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

26 苦情申立て

上記 8（5）イの競争参加資格がないと認めた理由、上記 9（8）の非選定理由又は上記 14（2）の非特定理由の説明に不服がある者は、それぞれの回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。なお、提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 3 に同じ。

27 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）参加者は、見積心得書及び契約書案を熟読し遵守する。
- （3）申請書等、技術提案書及びその他提出書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- （4）申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合をやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 5（5）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- （5）電子入札システムは、行政機関の休日を除く毎日、9時から 18 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページの「システム運用情報」で公開する。
 - ・防衛施設建設工事電子入札システムセンターホームページ
<https://www.dfeg.mod.go.jp>
- （6）システム操作上の手引き書としては、上記（5）のホームページに掲載している「マニュアル」を参照のこと。
- （7）障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - ・防衛施設建設工事電子入札システムセンターヘルプデスク
<https://www.dfeg.mod.go.jp/hp/contents/contact.html>
TEL 03-3456-7705（受付は行政機関の休日を除く毎日、9時から 17 時まで。）
メールアドレス helpdesk@mail.dfeg.mod.go.jp（24 時間受付。ただし、回答は行政機関の休日を除く毎日、9時から 17 時まで。）

イ IC カードの不具合等発生時の問い合わせ先 取得された各認証局

ウ 申請書等及び技術提案書の提出や見積等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記３へ電話により連絡する。

(８) 提出者が電子入札システムで書類を送信した場合には、受付時又は受付期限後に通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うものとする。

(９) 申請書等、技術提案書等及び追加資料の作成並びにヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行い、その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や履行期間の延長を行うこととする。

技術提案・交渉方式に係る評価基準説明書（例）

評価項目			評価基準		配点
技術提案	設計業務に関する提案	設計業務の実施に関する提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合	10点 ※評価は6段階とする
			実施手順及び実施体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合	10点 ※評価は6段階とする
	主たる事業課題に関する提案	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、施工期間の短縮を意識した施工上の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等を踏まえ提案された工法や施工手順等について、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
		〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇〇における、「施工期間の短縮を意識した施工上」及び「維持管理上」の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・現場条件等や当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえ提案された設計、工法又は施工手順等について、施工上及び維持管理上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案がある場合	30点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、施工期間の短縮を意識した内容となっており、資機材、作業船の調達等に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 ・提案された内容について、当該施設の特異性（代替施設が施設内にない、施設の長期的利用等）を踏まえた維持管理に関する内容となっており、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点 ※評価は6段階とする
	不測の事態の想定、対応力に関する提案	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策に関する提案	的確性	〇〇作業時における安全確保の課題と対応策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として、安全確保のための有効な提案がある場合	20点 ※評価は6段階とする ※提案は5提案までとする
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例（事例は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点 ※評価は6段階とする
合計					140点

技術提案書作成要領

1. 技術提案書の作成

- ① 様式第 1-5 に従って具体的に記載すること。また、必要に応じて、図表、写真等を添付して分かりやすい内容とすること。ただし、技術提案の補足事項等を別資料として提出することは不可とする。
- ② 説明書 9（4）に示す「技術提案書の作成に必要となる資料」で示す計画概要及び要求事項を満足した提案を行うこと。そのために提出者が持つ知的財産や独自のノウハウ等を活用する場合は、具体的に当該技術等の名称等を用いて提案することができる。
- ③ 様式の上下左右に余白（1 cm 程度）を設けること。
文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、文体は常体表記（「・・・である」調）とする。ただし、添付する図表中の文字については、判読可能な範囲で 10.5 ポイント未満となってもよい。
- ④ 会社名欄以外に提出者（共同企業体で申請する場合の構成員を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。
- ⑤ 技術提案毎に、番号及び提案の見出しを必ず記載すること。
- ⑥ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2. 技術提案書の分量

- ① 技術提案アの作成枚数は、図表を含めて A 4 版片面 1 枚以内とする。A 4 版片面 1 枚を超えて記載された部分については、評価の対象としない。
- ② 技術提案イ、ウ及びエの作成枚数は、それぞれ、補足資料を除き A 4 版片面 5 枚以内とする。補足資料は、提案を補完する図表写真等とし、1 提案ごとに A 4 版片面 1 枚とする。提出枚数が上限を超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。

3. 技術提案イ～エの留意事項

- ① 的確性に係る提案は、1 テーマ当たり最大 5 提案とする。提案数が 5 つを超えた場合は、当該技術課題については評価の対象としない。
- ② 提案の的確性の「根拠」をグラフ等で定量的に記載すること。「根拠」を定量的に示すことが難しい場合は、工事写真等で、提案の的確性の「根拠」を記載すること。
- ③ 実現性について、第三者機関等において評価を受けた技術や実験成果による技術提案については、技術名称や登録番号等を具体的に記載すること。これ以外の資機材を活用した技術提案については、その資機材の製造会社、製品名、製造番号等を具体的に記載すること。

見積依頼書

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店

〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官

〇〇防衛局長

〇〇 〇〇

○年○月○日付けで貴社（貴企業体）を優先交渉権者と選定した〇〇工事にかかる説明書10（1）に基づき、見積書等の提出を求めるので通知します。

記

工 事 名 〇〇工事

提 出 物 説明書10（1）に規定する見積書等

提出期限等 期限 ○年○月○日

場 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 ○-○-○ 〇〇〇庁舎○階

〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方法 書面を提出先へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。また、書面に併せてExcel等元データを電子メール又はCD-R等電子媒体にて提出すること。

関係書類 特記仕様書（案）、数量総括表（案）及び図面（案）

留意事項

- ① 参考見積書、見積条件書、工事費内訳書（設計費含む）、代価表、単価表及び根拠資料を
- ② 参考見積書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載する。
- ③ 参考見積書に総額を表示するものとし、工事費内訳書には工種区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を明示し、細別毎の代価表、単価表を添付すること。
- ④ 見積条件書は、「建設工事における技術提案・交渉方式について（通知）（防整施第12161号。令和4年6月23日）」別冊P. 29表3-7を参考として作成すること。
- ⑤ 見積りにより単価を設定した場合は、見積書等の根拠資料を添付すること。積算基準類に記載がなく、工事経験等により歩掛りを作成した場合は、参考とした工事の特記仕様書もしくは施工計画書（該当箇所のみで可）を添付すること。

見 積 依 頼 書

○年○月○日

〇〇・〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社〇〇支店
〇〇支店長 〇〇 〇〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇防衛局長
〇〇 〇〇

下記により、貴社（貴企業体）と随意契約を行うので通知します。
よって、関係書類を御了知のうえ、〇〇工事にかかる説明書10（4）に基づく見積書を提出して下さい。

記

契 約 名 〇〇工事

参考見積書 提出物 説明書10（4）に基づく見積書等。

等 の 提 出 期 限 〇年○月○日 〇時○分

場 所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階
〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス *****@mod.go.jp

方 法 原則として、電子メール、FAX、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。

留意事項 説明書10（1）に基づく見積依頼書に同じ。

見積合わせ 提出物 説明書10（4）に基づく見積書、工事費内訳書及び見積条件書。代理人により見積する場合は、委任状。

日 時 令和○年○月○日 12時00分

場 所 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇庁舎〇階
〇〇防衛局 〇〇部 〇〇課

方 法 原則として、電子メール又はFAXにより実施するものとする。

留意事項 見積書及び委任状の様式は、説明書に添付の「留意事項」による。なお、工事費内訳書及び見積条件書は第1回の見積りにおいて提出を求める。

見 積 条 件

工期（履行期間） 自 契約締結日
至 〇年〇月〇日

支 払 条 件 【令和4年度】

前 金 払 ☒ 有 ・ 無 部 分 払 ☒ 有 ・ 無
中 間 前 金 ☒ 有 ・ 無 完 工 払 有 ・ ☒ 無

【令和5年度】

前 金 払 ☒ 有 ・ 無 部 分 払 ☒ 有 ・ 無
中 間 前 金 ☒ 有 ・ 無 完 工 払 有 ・ ☒ 無

ただし、中間前金払は、工期が150日以上の場合に限る。

【令和6年度】

前 金 払 ☒ 有 ・ 無 部 分 払 ☒ 有 ・ 無
中 間 前 金 ☒ 有 ・ 無 完 工 払 ☒ 有 ・ 無

中間前金払又は既済部分払（国庫債務負担行為に係る令和3年度及び令和4年度の既済部分払を除く。）についてはどちらかを選択するものとし、建設工事の契約相手方として決定された者と協議のうえ決定するものとする。

ただし、中間前金払又は中間前金払に代わる既済部分払は、各会計期間において工期が150日以上の場合に限る。

契 約 保 証 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

契 約 者

支出負担行為担当官 〇〇局長 〇〇 〇〇

関 係 書 類

工事請負契約書（案）、特記仕様書、数量総括表及び図面

現 場 説 明

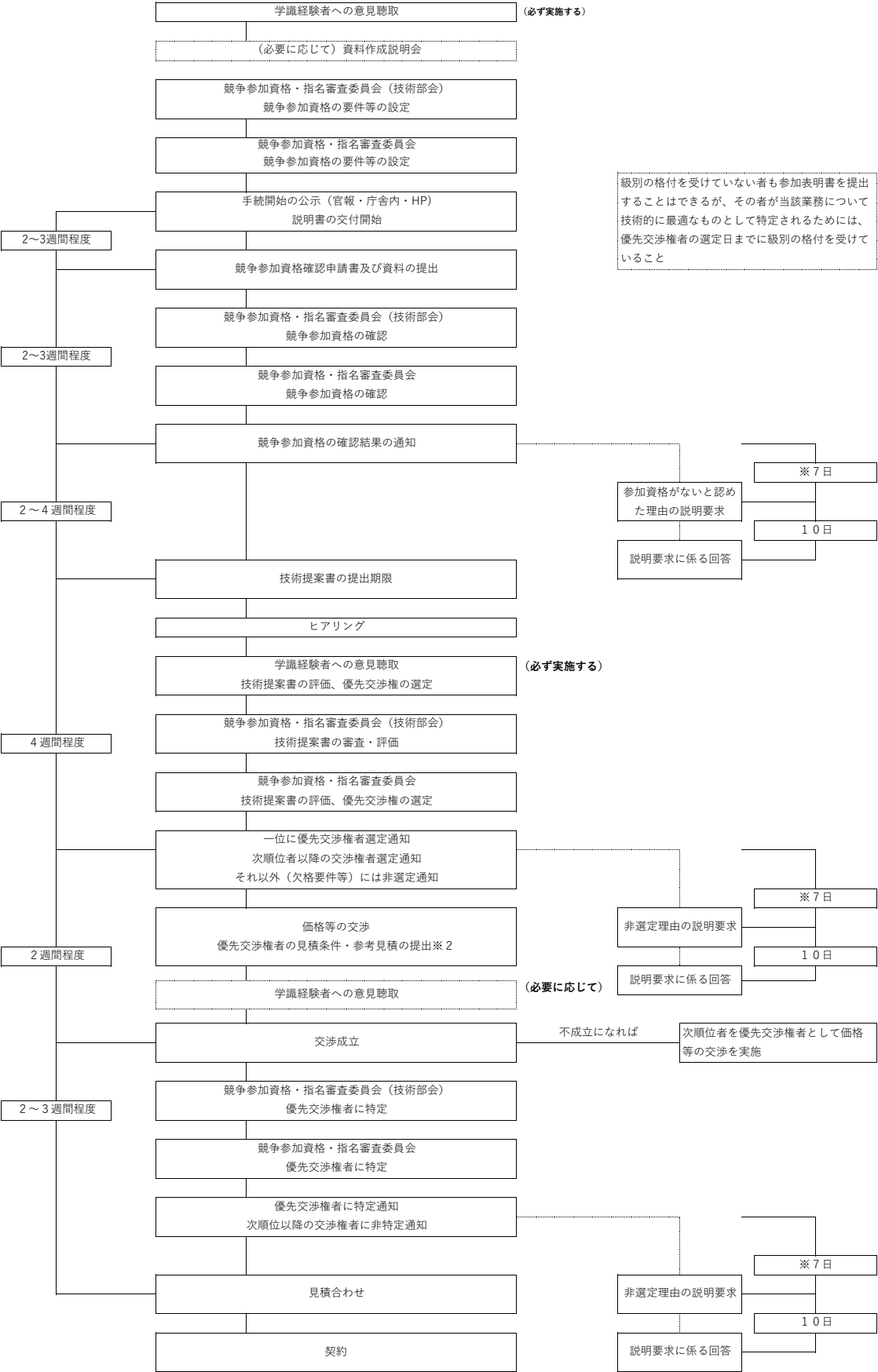
有 ・ ☒ 無 日 時
場 所

見積金額の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

本建設工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（「一括合意方式」という。）も可能とする。

公募型プロポーザル方式の実施手順及び標準的日数
(技術提案・交渉方式(設計施工・一括タイプ))



注 1：※は、行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く。

注 2：技術部会は競争参加資格・指名審査委員会と兼ねることができるものとする。

注 3：技術提案書の提出期限から優先交渉権者選定通知までの期間は、ヒアリングの日程も考慮に入れて設定すること。

注 4：優先交渉権者特定通知から見積合わせまでの期間に、予定価格作成のために特定した者からの参考見積を徴取する必要がある場合は、特定した者が参考見積を作成できる期間を考慮して設定すること。